



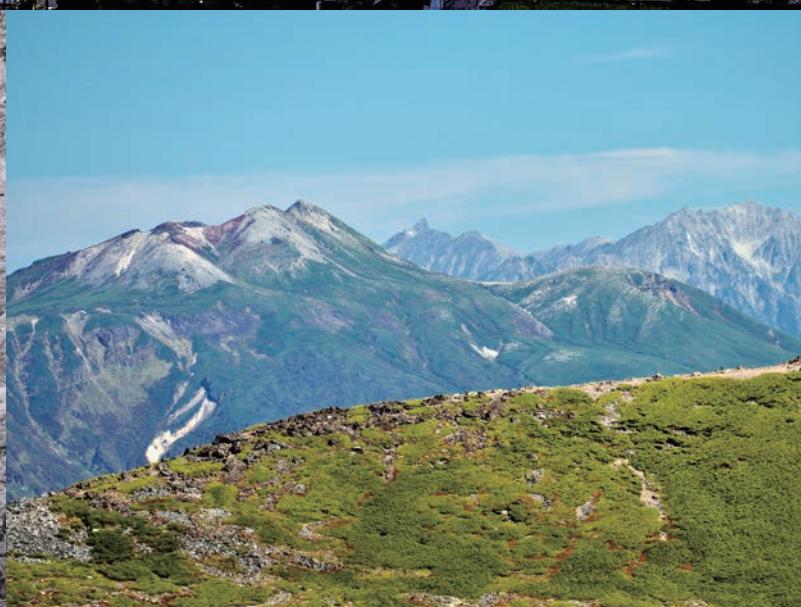
たかしんの現況 2023

高山信用金庫ディスクロージャー¹
TAKAYAMASHINKIN BANK
DISCLOSURE

地域とつながり
未来へとつなげる



「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」最優秀賞
「朝焼け」





飛騨市 神岡城

平素は高山信用金庫に格別のご愛顧を賜り、厚くお礼申し上げます。

おかげさまで当金庫は創立98年目を迎えることができました。これも偏に、地域の皆さまからの温かいご支援、ご協力の賜物と心から感謝申し上げます。ここに当金庫のディスクロージャー誌「たかしんの現況2023」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

2022年度は、引き続き新型コロナウィルス感染対策に追われましたが、後半は徐々に回復の兆しが見え始めました。

一方で、ロシアのウクライナ侵攻により世界情勢は緊迫化が続き、原油高や資材高騰による物価高は、日本経済や国民生活への大きな打撃となりました。

当飛騨地域の経済におきましても、コロナ禍による自粛生活や物価高騰など、これまで経験したことのない状況が続きましたが、行動制限が徐々に緩和され、観光客は急激に増加し、賑わいが戻ってきたことは喜ばしいことあります。

このような状況下、飛騨の商品を全国・海外に発信するため都市部等のバイヤー企業さまをお招きし、当金庫で初めてのビジネスマッチング商談会を開催しました。参加された企業さまから、満足の声とともに成約のお話も聞くことができました。これからも地域の発展のための活動に取組んでまいります。

今年度は、新3ヵ年経営計画『持続可能な財務基盤の構築B S F～人を創る、時を創る、幸を創る、礎を創る～』の最終年度に当たることから、さらなる金融仲介機能を發揮し、地域創生に主眼を置いた地元経済の活性化に積極的に取組んで行く方針です。

「身近で相談しやすい、安心して頼れる地域思いやりトップバンク」として、100周年に向けて役職員一丸となって努めてまいりますので、今後とも格段のご支援ご厚情を賜りますよう、心よりお願い申し上げます。

理事長

坂口 秀平

2023年6月



飛騨市 史跡 江馬氏館跡公園

たかしんの現況 目次

ごあいさつ	01
経営理念・経営方針	03
当金庫のSDGsについて	04

当金庫について

総代会について	05
事業の組織について	07

主要な事業について

主要な事業内容および沿革について	09
主な商品・サービスについて	11
2022年度の事業の概況について	13

事業の運営について

経営管理の基本的考え方について	15
中小企業の本業支援について	21
お客さま本位の業務運営に関する基本方針	23
地域活性化および社会貢献活動等について	24

財務データ

経営状況	27
経営指標	33
営業状況 預金、貸出金に関する指標	35
信用金庫法開示債権及び 金融再生法開示債権の 保全・引当状況	37
有価証券等に関する指標	38
報酬体系	40

バーゼルⅢに基づく開示

自己資本の充実の状況等について	41
-----------------	----

索引・開示項目一覧	49
営業エリア・店舗一覧	50

高山信用金庫



地域とつながり 未来へとつなげる

経営理念

1. 「相互扶助」の精神のもと、利益第一主義ではなく、地域社会の利益を優先する経営を行う。
1. 金融を通じて地域の幸福と利益に貢献することにより、地元とともに繁栄（「共存共栄」）する経営を行う。
1. いかなる環境下でも、信頼され親しまれ、地域の未来を拓いていく「堅実経営」を行う。

経営方針

1. 地域の中小企業の育成発展に貢献するため、コンサルティング機能を発揮します。
2. 地域住民の豊かな生活を実現するため、金融プランニング機能を発揮します。
3. 持続可能な飛騨地域の実現に貢献するため、「SDGs宣言」にもとづく基本方針を積極的に実践します。
4. 地域になくてはならない金融機関となるため、地域、お客さま、金庫（役職員）の三位一体の発展に努め、地域創生を目指します。
5. 磐石な経営態勢を構築するため、役職員の人材育成に努め、一人ひとりの能力を最大限に活かし生産性を高めます。

■たかしんの概要 (2023年3月末現在)

名 称	高山信用金庫	代 表 者	坂口 秀平	役 職 員 数	224名(男性139名、女性85名)
所 在 地	高山市下一之町63番地	出 資 金	6億97百万円	店 舗 数	19店舗 [高山市内]14店舗 [飛騨市内] 3店舗 [下呂市内] 2店舗
創 立	1926年(大正15年)6月8日	預 金 積 金	2,443億円		
		貸 出 金	1,262億円		

「SDGs宣言」

当金庫は経営理念および経営方針を踏まえ、国連で採択された持続可能な開発目標「SDGs」に賛同し、地域金融機関としての事業活動を通じ、持続可能な飛騨地域の実現に貢献してまいります。

高山信用金庫 理事長 坂口 秀平



当金庫のSDGs取組み事例

1. 地域経済の持続的な発展への貢献

私たちは、地域金融機関としての役職員の力を最大限に發揮し、お客さま・地域の課題解決を支援することで、持続的な地域経済の発展に貢献します。

- ・たかしんビジネスマッチング商談会の実施 P24
- ・「たかしんまちづくりファンド飛騨のMIRAI」
- ・たかしんSDGs私募債「ちいきの未来」の取扱い P24
- ・ビジネスマッチング「Takashin Big Advance」への取組み P22
- ・たかしんコンサルティングチームによる本業支援 P21
- ・たかしんSDGs応援ローンの取扱い P11
- ・中部山岳国立公園パートナーシップの締結

2. 地域社会への貢献

私たちは、地域社会の一員として、地域の清掃活動、地域の文化・スポーツ等に関する活動への支援等を通じて、地域の復興発展および文化の向上に貢献します。

- ・新就職者研修会の開催 P25
- ・高山信用金庫理事長旗学童野球大会の開催 P26
- ・高齢者への見守り支援
(営業担当者および年金担当者が日常の活動業務において、高齢者等が居住する世帯で、異変がないか等の「見守り」をしています。)
- ・金融教室 夏休み小学生体験講座「わくわくお金教室」の講師 P26
- ・たかしんリバースモーゲージ型住宅ローンの取扱い P11
- ・岐阜県立飛騨特別支援学校および
岐阜県立飛騨吉城特別支援学校への委託作業依頼 P26
- ・ピンクリボンウィークスの実施 P26
- ・飛騨高山フードバリアフリー協議会に
金融機関会員として入会

SDGs「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」とは

世界中のすべての人々が幸せに暮らすことができる社会をつくるために、2015年9月の国連サミットで採択された国際社会共通の目標のことです。2016年から2030年までの15年間で持続可能な社会を実現するため、17の目標と169の具体的な行動目標で構成されています。貧困や不平等、気候変動などに対処しながら「誰一人取り残さない」社会を目指して、政府、企業、大学・研究機関、市民社会など、あらゆる主体によるSDGsへの取組みが行われています。

※文章後のP○○については、それぞれのページに関連内容を掲載しております。

3. 環境負荷軽減への貢献

私たちは、事業活動における環境への影響を把握し、環境に配慮した適切な活動を行い、省エネルギー・リサイクル活動等を推進するとともに、環境に配慮した商品・サービスの提供を通じて環境保全に貢献します。

- ・WEB完結型ローンの取扱い P12
- ・「スマホ通帳」(通帳アプリ)導入による
預金通帳ペーパーレス化の推進 P12
- ・窓口支援端末の導入による一部伝票のペーパーレス化
- ・再生可能エネルギー分野への支援の取組み P22
- ・インターネットバンキングの取扱い P12
- ・カーボンニュートラルへの取組み
 - ◇公益社団法人岐阜県森林公社、e-dash株式会社との
ビジネスマッチング契約の締結
 - ◇「省エネルギー設備投資に係る利子補給金」にかかる
指定金融機関の登録
 - ◇「地域脱炭素融資促進利子補給事業」にかかる指定金
融機関の登録
 - ◇「省エネお助け隊ポータル」相談窓口への登録

4. 多様な人材の育成・活躍推進

私たちは、働きがいの向上に努め、あらゆる人材が最大限に能力を発揮できる環境を整備することで、質の高い金融サービスの提供に努めます。

- ・一般事業主行動計画の策定 P20
- ・岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業の認定 P20
- ・「たかしん未来創造大学」の設立 P20
- ・インターンシップの受入れ

5. ガバナンスによる持続可能な飛騨地域への貢献

私たちは、SDGsの取組みに賛同し、金庫のガバナンスを発揮して持続可能な飛騨地域の実現に向けて貢献します。

- ・地元警察署と連携、特殊詐欺の注意喚起等
- ・反社会的勢力等の遮断に対する取組み P18
- ・マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策の高度化 P18

当金庫について

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品「蕎麦の花満開」

総代会について

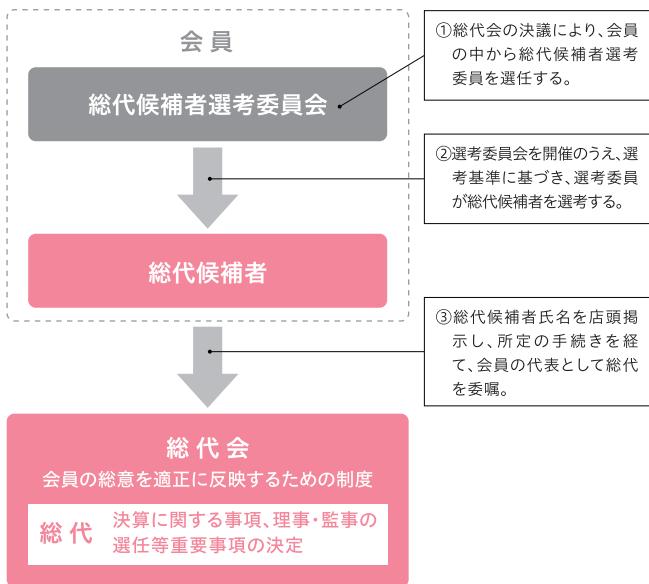
総代会制度

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく一人一票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することになります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事实上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算・取扱業務の決定、理事・監事のほか総代候補者選考委員の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、総代構成のバランス等に配慮し、選任区域ごとに総代を選考する総代候補者選考委員会を設け、会員の中から定款に定める方法により適正に選任された総代により運営されます。

さらに、当金庫では、総代会に限定することなく、会員向けのアンケートや電話などによる意見・要望・苦情受付窓口を設置するなど、役職員の日々の訪問活動や日常の事業活動を通じて、総代や会員の皆さまとのコミュニケーションを大切にし、さまざまな経営改善に取組んでおります。なお、総代会の運営に関するご意見やご要望につきましては、お近くの営業店までお寄せください。

●総代会のしくみ



総代とその選任方法

(1) 総代の任期・定数・定年

総代の任期は3年です。

総代の定数は80名以上130名以下で、会員数に応じて各選任区域ごとに定められています。なお2023年6月16日現在の総代数は108人で、会員数は19,002人です。

総代の定年は、75歳です。ただし、任期中に満75歳となる方は、任期満了をもって退任となります。なお、2011年3月現在、総代の地位にある方は、年齢に関係なく再任を可能(満75歳定期制の適用除外)としています。

(2) 総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき、次の3つの手続を経て選任されます。

- ①総代会の決議により、会員の中から総代候補者選考委員を選任する。
- ②総代候補者選考委員会を開催のうえ、選考委員が総代候補者を選考する。
- ③上記②により選考された総代候補者を会員が信任する。

(異議があれば申し出る)

(総代候補者選考基準)

総代候補者は、当金庫の会員の中から次の選考基準に基づいて選任されます。

- 総代として相応しい見識を有している人
- 良識を持って正しい判断ができる人
- 人格に優れ、金庫の理念・使命を十分理解している人
- その他総代選考委員が適格と認めた人

第97期通常総代会の決議事項

2023年6月16日 第97期通常総代会において、次の事項が上程され、それぞれ原案のとおり了承されました。

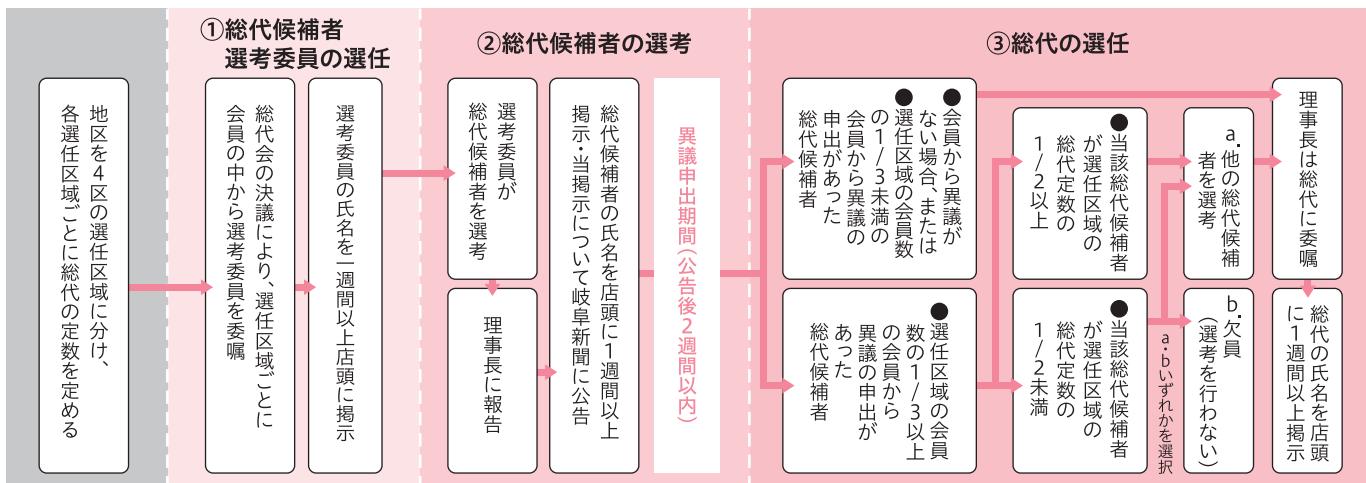
(1) 報告事項

1. 第97期(2022年度)業務報告、貸借対照表及び損益計算書の内容報告の件

(2) 決議事項

- | | |
|-------|------------------------|
| 第1号議案 | 第97期剰余金処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款第15条に基づく会員除名の件 |
| 第3号議案 | 総代候補者選考委員12名選任の件 |
| 第4号議案 | 理事退任に伴う選任の件 |
| 第5号議案 | 監事退任に伴う選任の件 |
| 第6号議案 | 退任理事及び退任監事に対し退職慰労金贈呈の件 |
| 第7号議案 | 会計監査人選任の件 |

総代が選任されるまでの手続き



総代の氏名等

※氏名の後の数字は総代への就任回数 2023年6月16日 現在

1区(高山市) 45名

青木 勇⑤ 北村剛治⑥ 高村善久⑥ 溝端宗一⑥
秋良光紀⑥ 桐山勇夫⑦ 田邊 淳① 森下正樹⑤
新井信秀⑩ 倉坪哲也② 寺田真由美① 森林三樹夫⑤
池田三太郎⑥ 倉林雅人⑥ 仲谷政美⑦ 山下英次④
石垣辰巳⑤ 小坂 守⑧ 二木長右衛門⑩ 山本幸司④
岩佐 剛⑥ 坂本廣司② 林 俊宏③ 横道由彦②
岩田勇治② 佐藤祐介⑥ 原田克之①
内島靖夫⑥ 下田徳彦② 平 和民①
岡田賛三⑤ 周 信夫⑥ 洞口 茂⑥
小鳥直彦③ 白木文松⑦ 松井正勝⑩
小鳥永臣② 菅沼 健⑬ 真野栄治②
蒲 建治② 杉原 勝⑦ 水本繁雄⑥
鴨宮 誠⑥ 洲岬孝雄⑥ 溝上正司⑦

2区(高山市) 37名

荒川美文⑤ 下形憲宜② 野畠国久⑪
飯山和義② 荘村修一① 挟土雅浩①
池田英作① 白川智彦② 古橋直彦⑧
井ノ下智子⑦ 杉山和宏① 松井昌貴①
岩水益二② 杉山久人⑥ 松木映一⑥
牛丸雅史① 鈴村貞夫⑩ 村井繁喜④
打江信夫⑤ 瀬木孫八郎⑤ 村尾葉子①
大村貴之① 谷口欣也⑤ 山越辰雄⑨
沖本啓介③ 田丸正則⑧ 山下鉄明②
柏木昭二④ 寺地亮平⑤ 山下恭廣④
唐谷清司⑧ 長瀬 哲⑥ 和仁松男⑧
柴田義孝⑭ 中林徹司③
清水幸平④ 野尻辰彦⑧

3区(飛騨市) 19名

上野晃嗣② 斎藤茂秀⑦ 水波紘平⑪
牛丸理香子① 佐野光弘⑦ 山口郁夫①
大坪裕之② 重山 長⑦ 萬 英久①
奥野拓郎③ 白木宏和①
加藤 勝② 鈴木進悟⑧
蒲 敦子⑤ 田近豊一⑤
鎌村幹夫⑨ 出井浩樹②
北平和広⑤ 古田知之①

4区(下呂市) 7名

大森和夫⑫ 熊崎孔平⑦ 山川博己⑥
金子博之④ 戸谷吉之⑥
日下部鉄彦① 古田喜久雄⑤

(注)地区別50音順に敬称を省略して掲載しております。

地区別会員数

	個人	法人	合計	会員数シェア(%)	総代数	総代数シェア(%)
1区	7,137	874	8,011	42.1%	45	41.7%
2区	5,820	770	6,590	34.7%	37	34.3%
3区	2,772	310	3,082	16.2%	19	17.6%
4区	1,051	200	1,251	6.6%	7	6.5%
その他	44	33	77	0.4%	0	0.0%
合計	16,824	2,187	19,011	100.0%	108	100.0%

総代選任区域

区域	該当市町村および町名
第1区	高山市中心部を西方より、山田下林7号線、山田41号線、昭和山田線、花岡昭和線、国分寺通り、安川通りを経て国道158号線を貫く道路の南側の地区とする他、次の町をこの地区とする。上岡本町7丁目、上岡本町8丁目、下之切町、前原町、八日町、清見町、大門町、長坂町、松之木町、大洞町、丹生川町、一之宮町、久々野町、朝日町、高根町、大野郡白川村
第2区	高山市中心部の第1地区の北側の地区とする他、次の町をこの地区とする。山田町、若達町1丁目、東山町、愛宕町、国府町、上宝町、奥飛騨温泉郷、莊川町
第3区	飛騨市
第4区	下呂市

総代の属性別構成比

年齢別

年齢構成	1区	2区	3区	4区	合計	構成比(%)
40歳代	1	2	3	0	6	6
50歳代	11	8	7	1	27	25
60歳代	13	14	2	3	32	29
70歳代	16	11	4	3	35	32
80歳以上	4	2	3	0	9	8
合計	45	37	19	7	108	100

職業別

職業	人数	構成比(%)
法人役員	98	90
個人事業主	6	6
個人	4	4
合計	108	100

業種別

企業業種	人数	構成比(%)
製造業	15	14
農林水産業	3	3
建設業	22	20
卸売業	6	5
小売業	30	28
不動産業	4	4
宿泊業	9	8
飲食業	3	3
個人	2	2
その他	14	13
合計	108	100

事業の組織について

役員

2023年6月30日現在



理事	北村 齊
理事	福壽 良太
理事	柳 七郎
理事	山 下 英一

理事	亀谷 豊
監事	島田 哲吉
理事	金子 博之

(注)理事長、常務理事は代表理事です。
監事 島田哲吉は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事であります。
理事 北村 齊、福壽良太、柳 七郎、山下英一、亀谷 豊は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合せ」に基づく職員外理事です。

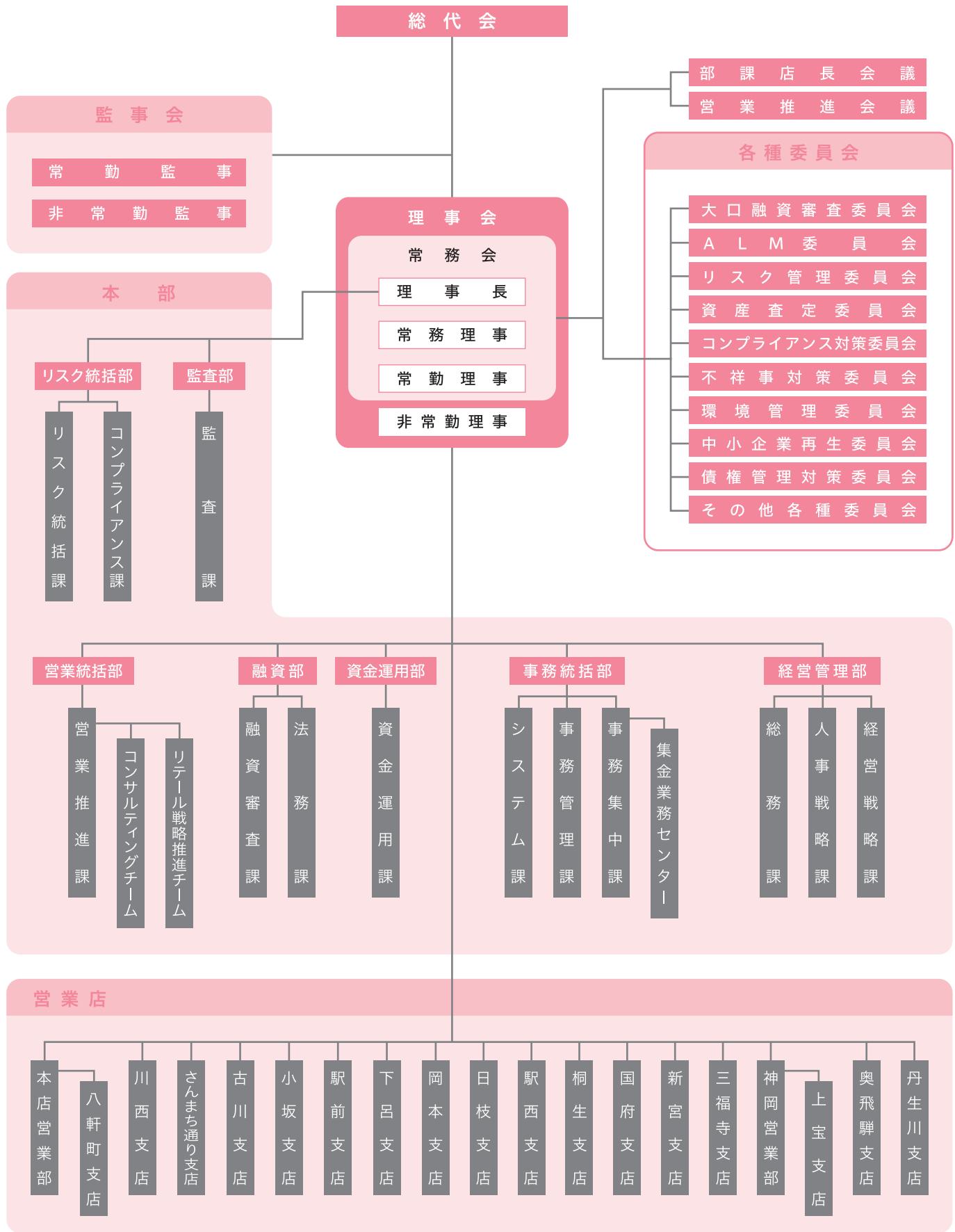
支店長

2023年6月30日現在



2023年6月30日現在

組織図



主要な事業について

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品「雨あがる」

主要な事業内容について

1.預金業務

(1)預金

当座預金、普通預金、貯蓄預金、通知預金、定期預金、定期積金、別段預金、納税準備預金等を取扱っています。

(2)譲渡性預金

譲渡可能な預金を取扱っています。

2.貸出業務

(1)貸付

手形貸付、証書貸付および当座貸越を取扱っています。

(2)手形の割引

商業手形の割引を取扱っています。

3.有価証券投資業務

預金の支払準備および資金運用のため、国債、地方債、社債、株式、その他の証券に投資しています。

4.内国為替業務

送金、振込および代金取立等を取扱っています。

5.付随業務

(1)代理業務

- ①日本銀行歳入代理店および国債代理店業務
- ②地方公共団体の公金取扱業務
- ③株式払込みの受入代理業務および株式配当金、公社債元利金の支払代理業務
- ④株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人住宅金融支援機構等の代理貸付業務
- ⑤保護預りおよび貸金庫業務
- ⑥有価証券の貸付
- ⑦債務の保証
- ⑧公共債の引受
- ⑨国債等および投資信託の窓口販売
- ⑩保険商品の窓口販売(保険業法275条第1項により行う保険募集)
- ⑪確定拠出年金法(平成13年法律第88号)により行う業務
- ⑫スポーツ振興くじの販売・払戻業務
- ⑬企業等の経営に関する情報の提供・相談ならびに助言、指導
- ⑭電子債権記録業に係る業務

沿革について

大正

1926 15年	6月	産業組合法により有限責任高山信用組合を設立
----------	----	-----------------------

昭和

1941 16年	6月	川西出張所(現川西支店)を開設
1943 18年	5月	南出張所(現八軒町支店)と東出張所(現さんまち通り支店)を開設
	8月	市街地信用組合法により改組
1949 24年	6月	国民金融公庫代理所として認可
1950 25年	4月	中小企業等協同組合法により改組
1951 26年	10月	高山信用金庫に名称変更(信用金庫法により改組)
1952 27年	7月	全国信用金庫連合会(現信金中央金庫)集中決済による為替業務を開始

昭和

1952 27年	7月	南吉城信用組合と合併 古川支店を開設
1953 28年	2月	川西出張所を川西支店へ昇格 南出張所を八軒町支店へ昇格 東出張所を本局前支店(移転)へ昇格
	11月	中小企業金融公庫の代理業務を開始
1955 30年	11月	岐阜県税収納業務を開始
1957 32年	12月	全国信用金庫連合会(現信金中央金庫)の代理業務を開始
1959 34年	10月	中小企業退職金共済事業団の代理業務を開始
1961 36年	6月	小坂支店を開設
1963 38年	6月	駅前支店を開設

昭和			
1964 39年	4月	地方自治法の改正により岐阜県収納代理金融機関となる	
	10月	下呂支店を開設	
1965 40年	3月	住宅金融公庫の代理業務を開始	
1966 41年	4月	高山市指定金融機関業務を開始	
1969 44年	8月	地区の拡張を認可 (現神岡町および上宝町、奥飛騨温泉郷)	
1972 47年	5月	当金庫の略称に「たかしん」を採用	
	3月	預金量100億円を達成	
1973 48年	6月	オンライン処理 (東海地区しんきん共同事務センター)を開始	
1975 50年	12月	貸出金100億円を達成	
1976 51年	12月	岡本支店を開設	
1977 52年	12月	日枝支店を開設	
1979 54年	12月	日本銀行歳入代理店の業務を開始	
1981 56年	10月	両替商業務を開始	
1982 57年	10月	本店営業部・本部を新築	
1983 58年	10月	国債窓口販売を開始	
1984 59年	7月	駅西支店を開設	
1985 60年	6月	たかしん経済クラブを発足	
	9月	預金量500億円を達成	
1986 61年	8月	桐生支店を開設	
1988 63年	8月	本局前支店をさんまち通り支店へ改称	

平成			
2003 15年	6月	丹生川支店を開設	
	9月	個人向国債の取扱開始	
2004 16年	10月	柄尾支店を奥飛騨支店へ改称・新築	
2005 17年	10月	飛騨市指定金融機関業務を開始	
	12月	桐生支店を移転・新築	
2006 18年	6月	創立80周年記念式典を挙行・記念誌を発行	
	4月	岐阜大学と産学連携の協定締結	
2007 19年	10月	たかしん経営塾を発足	
	11月	さんまち通り支店を新築	
2009 21年	4月	駅西支店を新築	
	3月	下呂市と地方創生に係る包括的連携協定締結	
	5月	たかしん5「地域活性化に向けた包括的連携協力に関する覚書」の締結	
	6月	創立90周年	
2016 28年	9月	高山市と地方創生に係る包括的連携協力に関する協定締結	
	10月	下呂市と高齢者見守りネットワーク事業協定締結 飛騨市と空き家等の有効活用の促進に関する協定締結	
2017 29年	7月	たかしん5「大規模災害時等における相互支援に関する協定書」締結	
2019 31年	3月	(一財)民間都市開発推進機構と共同で「たかしんまちづくりファンド飛騨のMIRAI」を設立	

平成			
1990 2年	4月	駅前支店を移転	
1992 4年	8月	貸出金500億円を達成	
	12月	預金量1,000億円を達成	
1993 5年	8月	たかしん地域振興協力基金を設立	
1994 6年	10月	国府支店を開設	
	6月	創立70周年記念式典を挙行	
1996 8年	8月	古川支店を新築	
	10月	新宮支店を開設	
1997 9年	8月	三福寺支店を開設	
1998 10年	7月	社会福祉医療事業団の代理業務を開始	
1999 11年	3月	預金量1,500億円を達成	
	5月	中央青山監査法人と監査契約を締結	
2000 12年	7月	貸出金1,000億円を達成	
	8月	証券投資信託の窓口販売を開始	
	10月	神岡信用金庫と合併	
2001 13年	4月	損害保険代理店業務を開始	
	5月	預金量2,000億円を達成	
2002 14年	10月	生命保険の窓口販売を開始	

令和			
2019 元年	9月	日本財団「わがまち基金」の助成を活用し飛騨地域のまちづくりに向けた地域創生の取組みを強化	
	10月	SDGs宣言	
2020 2年	4月	たかしんSDGs私募債「ちいきの未来」取扱い開始	
	12月	中部山岳国立公園パートナーシップの締結	
2021 3年	8月	WEB完結型ローンの取扱開始	
	12月	たかしんSDGs応援ローンの取扱開始 「清流の国ぎふ健康経営優良企業」に選定	
2022 4年	1月	飛騨市認知症高齢者等見守りネットワーク事業者登録	
	11月	たかしんビジネスマッチング商談会開催	
2023 5年	3月	岡本支店を新築	

主な商品・サービスについて

預金

普通預金等

種類	内容	お預け入れ期間	お預け入れ金額
当座預金	手形・小切手の決済など、商取引に安全で便利な預金です。	出し入れ自由	1円以上
普通預金	給与・年金・配当金の自動受取り、公共料金や各種クレジット代金の自動支払いなど財布や家計簿がわりにご利用いただけます。	出し入れ自由	1円以上
無利息型普通預金	預金保険制度において①無利息②要求払③決済サービス機能を満たす事により全額保護の対象となる預金です。	出し入れ自由	1円以上
たかしん総合口座	1冊の通帳で普通預金と定期預金がご利用いただけます。必要なときには定期預金残高の90%、最高300万円まで自動的に融資が受けられます。	出し入れ自由	普通預金1円以上 定期預金10,000円以上

定期預金等

種類	内容	お預け入れ期間	お預け入れ金額
自由金利型定期預金 (スーパー定期)	金融市場の金利動向に応じて金利が決められる定期預金です。自動継続もあります。	1ヶ月以上5年以内 (但し複利型は個人のみ)	[M型]300万円以上1,000万円未満 [S型]500円以上300万円未満
自由金利型定期預金 (大口定期預金)	金融市場の金利動向に応じて金利が決められる定期預金です。自動継続もあります。	1ヶ月以上5年以内	1,000万円以上
新型複利定期預金 'みらいくん'	お預け入れ後6ヶ月を経過すればお引き出し自由。半年複利で長く預けるほど、また金額がまとまるほどお得な新型定期預金です。	6ヶ月以上5年以内	500円以上1,000万円未満
定期積金 (スーパー積金)	毎月一定金額を積み立て、事業の拡張資金・住宅の新築・増改築資金・結婚資金など目的に合わせた資金づくりができます。	1年以上5年以内	500円以上
定期積金 'たかしん子どもの みらい応援定期積金 Happy+'	毎月一定金額を積み立て、将来必要となるお子さまの教育資金づくりができます。特典として、預金金利上乗せ、教育ローンやお車のローンの金利優遇、大学等の入学金および授業料等の振込手数料無料があります。	6ヶ月以上10年以内	5,000円以上20,000円以下

融資

事業資金を手軽に借りたい

種類	内容
ビジネスカードローン ビジネスライン	事業に必要な設備資金・運転資金を限度額(最高2億8,000万円まで)の範囲内でご利用いただけます。当座貸越形式で必要な時に必要なだけご利用いただけます。担保・保証人が必要な場合があります。
たかしん特殊当座貸越 'ミラクル'	事業に必要な設備資金・運転資金を限度額の範囲内でご利用いただけます。当座貸越形式で必要な時に必要なだけご利用いただけます。担保・保証人が必要な場合があります。
たかしん ビジネスサポート500	個人事業に必要な設備資金・運転資金にご利用いただけます。ご融資金額は最高500万円まで、ご融資期間は最長10年です。担保・保証人は不要です。
アグリビジネスローン	農業者向けのローンです。営農に必要な設備資金・運転資金にご利用いただけます。ご融資金額は最高1,000万円まで、ご融資期間は最長5年です。担保・保証人が必要な場合があります。
たかしん創業者 応援ローン	新規創業者向けの融資商品です。事業に必要な設備資金・運転資金にご利用いただけます。ご融資金額は最高500万円まで、ご融資期間は最長10年で、元金据置(1年間)ができます。担保・保証人が必要な場合があります。
たかしん SDGs応援ローン	SDGsに取り組む企業・個人事業主を応援するための第2弾キャンペーンとして、脱炭素・省エネルギー関連の必要資金にご利用いただける商品です。ご融資金額は最高1億円まで、ご融資期間は最長10年です。担保・保証人が必要な場合があります。

住宅取得のため、お金を借りたい

種類	内容
たかしん マイホームローン	住宅・宅地の購入、新築・増築・改築等の他、既借入住宅ローン借換資金にご利用いただけます。ご融資金額は最高1億円まで、ご融資期間は最長40年です。金利は変動金利型と固定金利選択型(2年、3年、5年、10年、20年、35年)からお選びいただけます。 WEB申込型
たかしん 住宅ローンネクスト	住宅・宅地の購入、新築・増築・改築等の他、既借入住宅ローン借換資金にご利用いただけます。ご融資金額は最高1億円まで、ご融資期間は原則、最長35年です。金利は変動金利型と固定金利選択型(2年、3年、5年、10年、20年、35年)からお選びいただけます。
たかしん 無担保住宅ローン	不動産の購入、新築、建て替え、リフォーム資金およびそれに伴う諸費用にご利用いただけます。ご融資金額は最高2,000万円まで、ご融資期間は最長20年です。金利は変動金利型と固定金利選択型(2年、3年、5年、10年、20年)からお選びいただけます。
たかしん リフォームプラン	リフォーム(増改築・修繕)資金にご利用いただけます。ご融資金額は最高1,000万円まで、ご融資期間は最長15年です。原則、無担保・保証人は不要です。
たかしんリバース モーゲージ型住宅ローン	50歳以上のご自身の資産を有する方が、セカンドライフを充実させるために適した商品です。住宅・宅地の購入、新築・増築・改築等やサービス付高齢者向け住宅の入居一時金にご利用いただけます。

不意な出費に備えておきたい

WEB申込型 …WEBでお申込みができます。 WEB完結型 …WEBでお申込みからご契約まで完結できます。

種類	内容
たかしんカードローン 「マネーカード」	ローン専用カードです。貸越極度額の範囲内で必要な時にご利用いただけます。お申込み極度額は10万円～100万円(10万円単位)。なお、事業性資金は除きます。
たかしん大型カードローン 「PLATINAM(プラチナ)」	ローン専用カードです。貸越極度額の範囲内で必要な時にご利用いただけます。お申込み極度額は110万円～500万円(10万円単位)。特典としては、当金庫ATM利用時の時間外利用手数料が無料となります。なお、事業性資金は除きます。
たかしん随時返済型カードローン 「EENA(エエナ)」	ご指定口座にセットするだけで、総合口座のように貸越極度額の範囲内で必要な時にご利用いただけます。お申込み極度額は10万円～100万円(10万円単位)。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型 WEB完結型
たかしんカードローン 「きゃっする」	ローン専用カードです。貸越極度額の範囲内で必要な時にご利用いただけます。お申込み極度額は50万円～500万円(10万円単位)。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型

子供の学費・車の購入等、目的に合わせた形でお金を借りたい

種類	内容
たかしんカーライフプラン	新車・中古車(バイクも含む)の購入、車検、免許取得費用、修理費用、マイカーローンの借換資金等にご利用いただけます。ご融資金額は最高1,000万円まで、ご融資期間は最長10年です。満18歳から申込みいただけます。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型 WEB完結型
たかしんロードサービス付きマイカーローン	新車・中古車(バイクも含む)の購入、車検、免許取得費用、修理費用、マイカーローンの借換資金等にご利用いただけます。ご融資金額は最高1,000万円まで、ご融資期間は最長10年です。満18歳から申込みいただけます。ロードアシスタンツサービスが付帯します。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型
たかしん教育プラン	入学金・授業料・下宿代・生活費等就学にかかる資金等にご利用いただけます。ご融資金額は最高1,000万円までです。就学中は元金据え置きができます。ご融資期間は、元金据え置き含め最長16年以内です。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型
たかしん教育カードローン 「キャンパスアシストNEO」	入学金・授業料・下宿代・生活費等就学にかかる資金等にご利用いただけます。ご融資金額は最高500万円までです。就学中は当座貸越形式で、卒業後は最長10年の分割払いです。なお、事業性資金は除きます。
たかしん職域サポートローン	当金庫と「事業所パートナーシップ契約」を締結されている事業所等にお勤めの従業員さま(パートの方も含む)が特別金利にてご利用いただけるローンです。健康で文化的な生活を営むための資金にご利用いただけます。ご融資金額は最高500万円まで、ご融資期間は最長10年です。なお、事業性資金は除きます。
たかしんフリーローン SERE-KURU(セレ-クル)	お使いみち自由、クレジットやローンの借り換えにも利用できます。ご融資金額は最高500万円まで、ご融資期間は最長10年です。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型 WEB完結型
たかしんプライベートサポート500	お使いみち自由、クレジットやローンの借り換えにも利用できます。ご融資金額は最高500万円まで、ご融資期間は最長10年です。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型
たかしん楽らくフリーローン	お使いみち自由、クレジットやローンの借り換えにも利用できます。ご融資金額は最高500万円まで、ご融資期間は最長10年です。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型
大型フリーローン1000	お使いみち自由、クレジットやローンの借り換えにも利用できます。ご融資金額は最高1,000万円まで、ご融資期間は最長10年です。なお、事業性資金は除きます。 WEB申込型

各種サービス

種類	内容
キャッシュカードサービス (デビットカードサービス)	全国の信用金庫および提携金融機関の現金自動預け払い機(ATM)で、キャッシュカードを使って現金を引き出せます。また、全国の加盟店でデビットカードとしてご利用いただけます。
ゼロネットサービス	たかしんのキャッシュカードなら全国どこのしんきんATMでも平日7:00～18:00の入出金が手数料無料でご利用いただけます。なお、お取引の信用金庫によってご利用時間は8:00～となります。
自動支払い	一度手続きするだけで、電気・電話・NHK受信料・ガス料金・水道料金のほか、税金・保険料・各種クレジットなどが、ご指定の預金口座から自動的に支払われます。
年金・給与自動受取り	国民年金・厚生年金・各種共済年金等の年金や配当金、給与がお客さまの預金口座へ自動的にお振込みされます。
送金・振込	当金庫の本支店をはじめ、オンラインによって結ばれた全国各地の金融機関のご指定の預金口座へ迅速にお振込みいただけます。ATMからもお振込みいただけます。
自動振込サービス	毎月一定の日に、一定の相手先へ自動振込いたします。家賃、教育資金の振込みに便利です。
貸金庫	預金証書、権利証、貴金属など金庫室で安全に保管し、盗難・災害など、不慮の事故からお守りいたします。(設置店はP50参照)
夜間金庫	当金庫の営業時間終了後、お店の売上金などをその日のうちに預かりし、翌営業日にはご指定の預金口座へご入金いたします。(設置店はP50参照)
法人インターネットバンキングサービス	インターネットを利用して総合振込、給与・賞与振込、都度振込や残高照会等各種照会ができる法人および個人事業主のお客さま向けのサービスです。税・料金等の払込(ペイジー)をご利用いただけます。
個人インターネットバンキングサービス	パソコンやスマートフォンを利用して、お振込や残高照会ができる個人のお客さま向けのサービスです。税金等の払込(ペイジー)をご利用いただけます。
外国為替(取次)	海外送金、海外からの送金受領、輸入信用状発行や輸入代金決済等のお取扱いをしています。(一部お取扱いできない通貨・お取引もございます)
でんさいネット(電子債権) サービス	手形・振込に代わる新たな決済手段を提供するサービスです。手形等の決済手段と比較して、支払事務の削減、印紙税・手形郵送料等の削減、取立手続きの不要など管理負担を軽減し、分割して譲渡や割引を行なうことが可能です。
クレジットカード	しんきんVISA・JCB等のクレジットカードをお取扱いしています。
スマホ通帳	専用アプリをダウンロードするだけで利用可能で、紙の通帳に代えて、スマートフォンでいつでもどこでも入出金明細や残高を確認できます。検索・メモ機能も付いており家計簿管理に便利です。

2022年度の事業の概況について

業績について

国内金融においてマイナス金利政策継続により運用収益が低下していることや、新型コロナウイルス感染症の影響によって経済活動の停滞が引き続き見られたものの、「地域思いやりトップバンク」として地域の皆さんに寄り添った活動を行った結果、経常利益117百万円、当期純利益113百万

円を計上することができました。

当金庫は、これからも健全な経営に努め、地域経済の活性化ならびに皆さまのお役にたてる金融機関として努めてまいります。

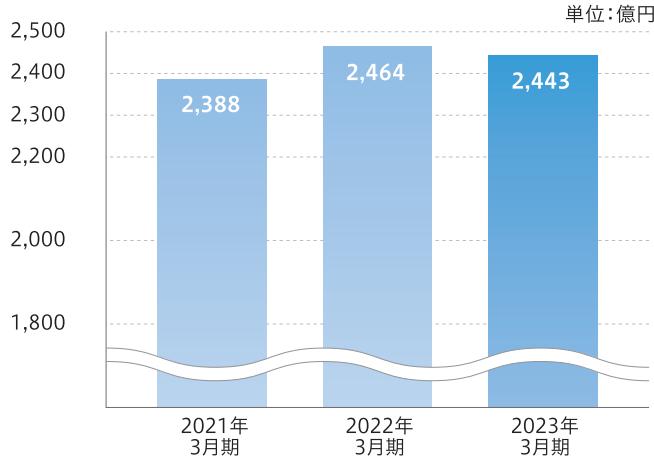
事業の取組みについて

新型コロナウイルスの影響等を受けたお客様の資金繰りを支える為、積極的な金融支援を行ないました。また、各種補助金の情報提供や申請支援、経営改善支援及び外部専門家の紹介、販路開拓支援、事業承継・M&A支援などの本業支援の取組みも積極的に行い、成長分野である脱炭素エネルギー分野へも積極的に取組みました。

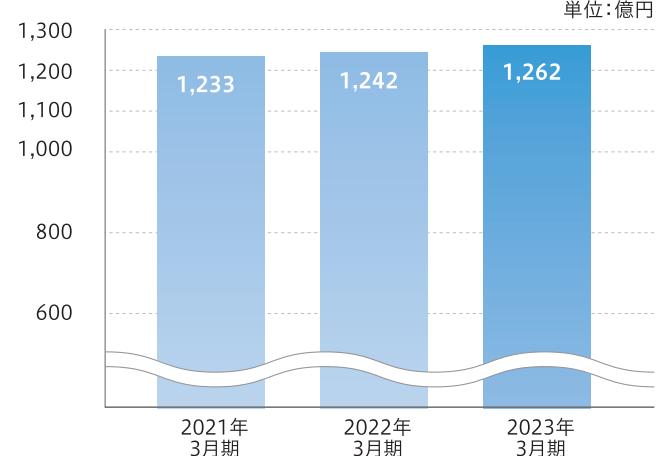
預金については、コロナ禍で先行き不安という心理背景から、法人預金が増加したものの、個人預金は減少し、前期比21億円減少し、期末残高2,443億円となりました。

貸出金については、事業性融資の推進に加え、住宅ローン、消費者ローン等の個人向け融資の積極的な推進により、前期比20億円増加し、期末残高1,262億円となりました。

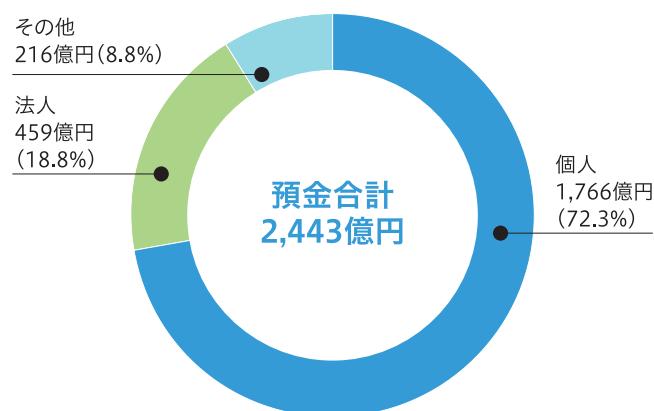
□預金の推移



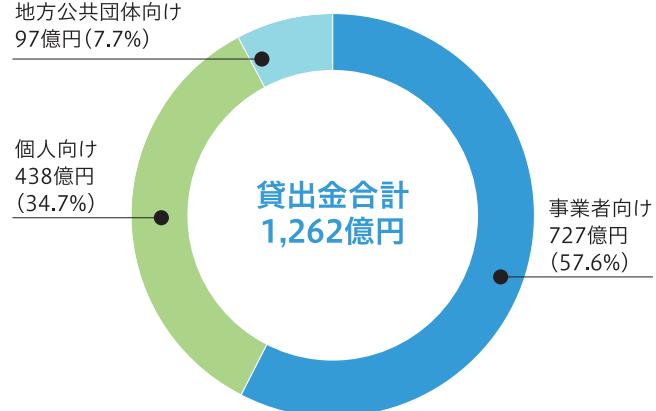
□貸出金の推移



□預金者別預金残高の割合



□貸出先別預金残高の割合



自己資本比率について

**自己資本比率は9.26%と
国内基準の4.00%を大幅に上回っております。**

当金庫は適正な利益の確保と内部留保に努めており、自己資本の額は10,325百万円となりました。自己資本比率は、国内金融機関の基準である4.00%を大幅に上回る高い水準を維持しております。

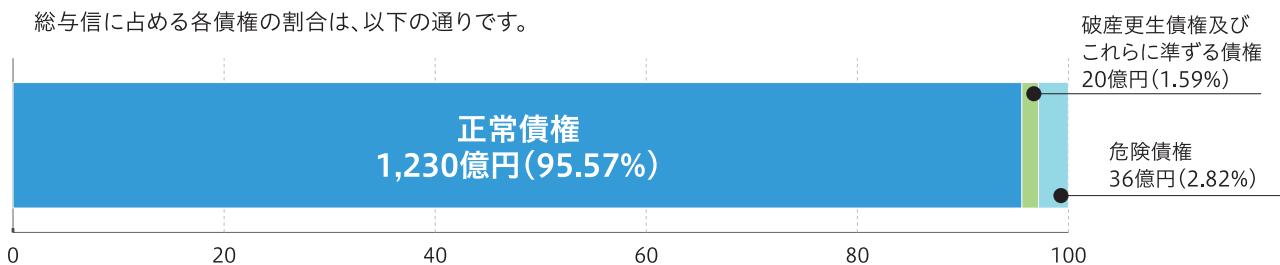
	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
自己資本の額	10,191	10,247	10,325
リスク・アセット	110,552	112,534	111,403
自己資本比率	9.21%	9.10%	9.26%

自己資本比率の算出方法 ※国内基準（信用金庫）

$$\frac{\text{自己資本の額} \quad (10,325\text{百万円})}{\text{信用リスク・アセットの額の合計額} \quad (106,394\text{百万円}) + \text{オペレーション・リスク相当額} \div 8\% \quad (5,009\text{百万円})} \times 100 = \text{自己資本比率} 9.26\% (\geq 4\%)$$

総与信に占める各債権の割合(金融再生法基準)

総与信に占める各債権の割合は、以下の通りです。



※当金庫は要管理債権は該当ございません。

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権

	2022年3月期	2023年3月期
金融再生法上の不良債権(A)	5,517	5,689
破産更生債権及びこれらに準ずる債権	1,806	2,056
危険債権	3,711	3,633
要管理債権	-	-
三月以上延滞債権	-	-
貸出条件緩和債権	-	-
正常債権(B)	120,959	123,035
合計(A)+(B) (C)	126,477	128,725
不良債権比率(A/C × 100)	4.36%	4.42%

事業の運営について

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品「素敵な盆地夏の空」

経営管理の基本的考え方について

当金庫は業務の健全性・適切性を確保するための態勢の整備に係る基本方針「内部管理基本方針」を定め、組織全体に周知させており、経営に関する牽制機能を確保しております。

内部管理態勢

当金庫は業務の健全性および適切性を確保するため「内部管理基本方針」のもと堅実経営に取組んでいます。

内部管理基本方針

1.理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1) 法令等遵守の徹底を、業務の健全性及び適切性を確保するための最重要課題の一つとして位置付け「たかしんCSR」および「信用金庫行動綱領」と、これに基づく「法令等遵守方針」および「コンプライアンス対策規程」を定めるとともに、役職員が遵守すべき法令等の解説、違法行為を発見した場合の対処方法等を具体的に示した手引書である「たかしんコンプライアンス・マニュアル」およびコンプライアンスを実現させるための具体的な実践計画を記した「コンプライアンス・プログラム」を策定する。
- (2) 法令等遵守に関する事項を一元的に管理する「コンプライアンス統括責任部署」を設置するとともに各業務部門および営業店等毎に「コンプライアンス担当者」を配置し、コンプライアンス統括責任部署等との連携を図る。
- また、公益通報者保護の窓口として、コンプライアンス上疑義のある行為等を知った場合に、所屬部店の上司を介さず、直接コンプライアンス統括責任部署の管理者等に報告・相談等を行うことができるコンプライアンス相談窓口を設置する。
- (3) 監査部は、法令等遵守態勢の有効性および適切性について監査を行い、その結果を理事会・常務会および監事に報告するとともに、必要に応じて被監査部門および統括・管理部門に改善すべき事項の改善を指示し、その実施状況を検証する。

2.理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1) 理事の職務の執行に係る情報・文書の取扱いに関する規程を定め、適正な保存、管理体制を整備する。
- (2) 理事および監事がこれらの情報・文書等を常時閲覧することができる体制を確保する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1) 適正な統合的リスク管理を実現するため、「統合的リスク管理方針」を定め、リスクカテゴリー毎にそれぞれのリスクの特性等に応じた管理規程等を制定する。
- (2) リスクを一元的に管理する部署（以下、「統括責任部署」という。）を定めるとともに、リスクカテゴリー毎の主管部門を明確化し、リスク管理の実効性および相互牽制機能を確保する。
- (3) リスク統括責任部署は、リスクの状況を定期的にまたは必要に応じて、常務会に報告するとともに、特に経営に重大な影響を与える事案については、常務会および理事会に速やかに報告する。
- (4) 監査担当部署は、統合的リスク管理態勢の適切性および有効性について監査を行い、その結果を理事会・常務会および監事に報告する。

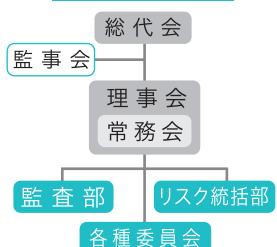
4.理事の職務の執行が効率的に行われるることを確保するための体制

- (1) 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保する体制の基礎として、理事会を原則1ヶ月に1回以上開催するほか、必要に応じて臨時に開催するものとし、付議事項等は「理事会規程」に定める。また、経営方針および業務戦略に関わる重要な事項については、予め代表理事及び常勤理事で構成する常務会において協議する。
- (2) 効率的な職務執行体制を確保するため、経営組織、職務分掌に関する規程等を制定する。
- (3) 理事会は全役職員が共有する経営方針、中期経営計画および年度毎の経営計画を決定する。各担当理事は、これらに沿って、具体的な施策および効率的な業務遂行体制を決定する。
- (4) 理事会は経営計画等に關して定期的に検証すべき各部門の現状分析、改善策等を担当理事に報告させ、必要に応じて見直しを行う。

5.監事がその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項

- (1) 監事は、監査業務の実効性を確保するため、その職務を補助する職員の配置を求めることができる。
- (2) 監事がその職務を補助すべき職員の配置を求めた場合は、常務会において協議のうえ、当該業務等を十分検証できる能力を有する者を配置する。

経営管理体制



6.監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項

(1)補助職員の確保、その人事権及び懲戒処分に関する事項

- ①監事の求めに応じ、監事と事前協議の上、その職務を補助すべき職員を配置する。
- ②当該職員の人事異動及び考課等の人事権に係る事項や当該職員の懲戒処分の決定については、予め監事に同意を求めることがある。

(2)補助職員の指揮命令権に関する事項

- 監事の職務を補助すべき職員は、当該監査業務に關して監事の指揮命令のみに従い、理事の指揮命令を受けないものとする。

7.理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制

- (1) 理事および職員は、当金庫に著しい損害を及ぼす事実等、当金庫に重大な影響を及ぼす事項について、速やかに監事に報告を行う。
- (2) 監事は、理事会のほか重要な会議に出席することができる。
- (3) 監事は、業務執行にかかる重要な書類を適宜閲覧するほか、必要に応じて理事等に対して説明を求めることができる。

8.第7条の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないと確保するための体制

(1)監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けない旨の規程の整備

- ①金庫の内部通報制度等を利用して、監事への報告を行った者が当該報告をしたことを理由として、不利な取扱い（人事異動や考課等の人事権に係る事項のほか、嫌がらせの言動などの報復措置等の一切を含む）を行ふことを禁止し、これを公益通報者保護規程に定めたうえで当該規程の内容を金庫の役職員に周知する。

②金庫は、上記の報告を行った者の職場環境が悪化しないよう適切な措置を講じる。

(2)監事への報告を行った者及びその内容に係る情報の管理体制の整備

- 金庫は、公益通報者保護規程において、監事への報告については、匿名で行うことと認めるとともに、その報告を行った者の個人情報及びその報告内容を開示してはならない旨を規定する。
- 監事への報告を行った者が不利な取扱いを受けた場合における金庫としての対応
金庫は、上記の報告を行った者に対する不利益な取扱いを行った者がいた場合には、公益通報者保護規程や就業規則等に則り厳格な処分を行う。

9.監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- (1) 金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務がその職務に必要でないと認められる場合を除き、速やかに当該費用又は債務を処理する。

- (2) 金庫は、不祥事件発生時等において、監事が外部の専門家（弁護士、公認会計士等）を利用するなどを請求した場合、当該請求がその職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、その費用を負担する。
- (3) 金庫は、金庫の経営計画及び監事の監査計画等に基づき、毎年、一定額の監査費用に係る予算を計上することとし、その額の決定にあたっては、予め監事の同意を要するものとする。

- (4) 金庫は、監事が監査費用の前払いや償還に係る請求をしたときは、上記予算額を超過する場合であっても、その職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、速やかに費用又は債務を処理する。

10.その他監事の監査が実効的に行われるこことを確保するための体制

- (1) 監事は、職務を適切に遂行するため、理事、会計監査人、内部監査部門およびコンプライアンス統括部門の管理者との緊密な連携を図り、定期的な情報交換を行う等、適正な監査の実施に努める。

- (2) 監事は、理事と定期的に対処すべき経営課題、監査の環境整備等について意見交換を行い、理事は監事監査の実効性の確保に協力する。

リスク管理態勢

金融の自由化や国際化の進展、情報処理・通信技術の革新により金融機関の業務が多様化している今日、金融機関が直面しているリスクはますます拡大し、リスク管理は経営上の重大な課題となっております。このため当金庫は次に掲げる各種リスクについて統合的なリスク管理を目指し、リスクを統合的に管理するリスク統括部を設置し、さまざまなリスクに対応したリスク管理方針・規程等を整備して、定期的にALM委員会およびリスク管理委員会を開催することにより、金融環境の変化に柔軟な対応ができるリスク管理態勢の構築に努め、経営の健全性を一層向上させるように取組んでいます。

【統合的リスク管理態勢】

統合的リスク管理とは、直面するリスクに関して、自己資本比率の算定に含まれないリスク(与信集中リスク、バンキング勘定の金利リスク等)も含めて、それぞれのリスク・カテゴリー毎(信用リスク、市場リスク、オペレーションナル・リスク等)に評価したリスクを総体的に捉え、当金庫の経営体力である自己資本と比較・対照することによって自己管理型のリスク管理を行うことをいいます。

当金庫では、リスク管理の高度化に努め、可能な限りVaR(※)などの統一的手法でリスクカテゴリー毎のリスクを計測しています。

また、業務の健全性および適切性の確保を図るためにそれらを統合的に把握し、経営資源(自己資本)の有効な活用および適切な統合的リスク管理を実施するため、リスク・カテゴリー毎に資本配賦を実施し、リスク量を自己資本の一定範囲にコントロールしています。

※VaR(Value at Risk)

保有する金融資産が、将来のある期間かつ一定の確率(信頼水準)の範囲内で起りうる最大の損失額をある前提条件をもとに理論的に算出されるリスク量のことをいいます。

【信用リスク】

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。

貸出金の信用リスクについて、融資業務における金融機関の社会的責任の自覚のもと、審査部門と業務推進部門の独立性を保ちつつ、予め定められた決裁権限に基づき厳正な審査を行っております。さら

に、貸出金などの資産の健全性をより一層確保するために、企業信用格付および資産の自己査定による、適切な償却・引当を実施しています。また、VaRなどの統一的な計測手法によるリスク計測し、信用リスク管理の高度化に取組んでいます。

【流動性リスク】

流動性リスクには、予期せぬ資金の流出などにより通常より著しく高い金利での資金調達を余儀なくされること(資金繰りリスク)、市場の混乱などにより通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされること(市場流動性リスク)などにより損失を受けるリスクのことをいいます。

このリスクについて、資金運用にあたって効率的な運用に努めているほか、安全性・流動性を考慮のうえ、適正な支払準備資金を確保するように取組んでいます。

【市場リスク】

市場リスクとは、資産(貸出金、有価証券など)と負債(預金など)の双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」の3つのリスクのことをいいます。

このリスクについて、ALM委員会およびリスク管理委員会を設置し、経済・金利見通しなどに基づき、調達・運用に関して柔軟かつ迅速な対応ができるような態勢とし、健全な資産・負債の管理と、収益の安定確保に取組んでいます。

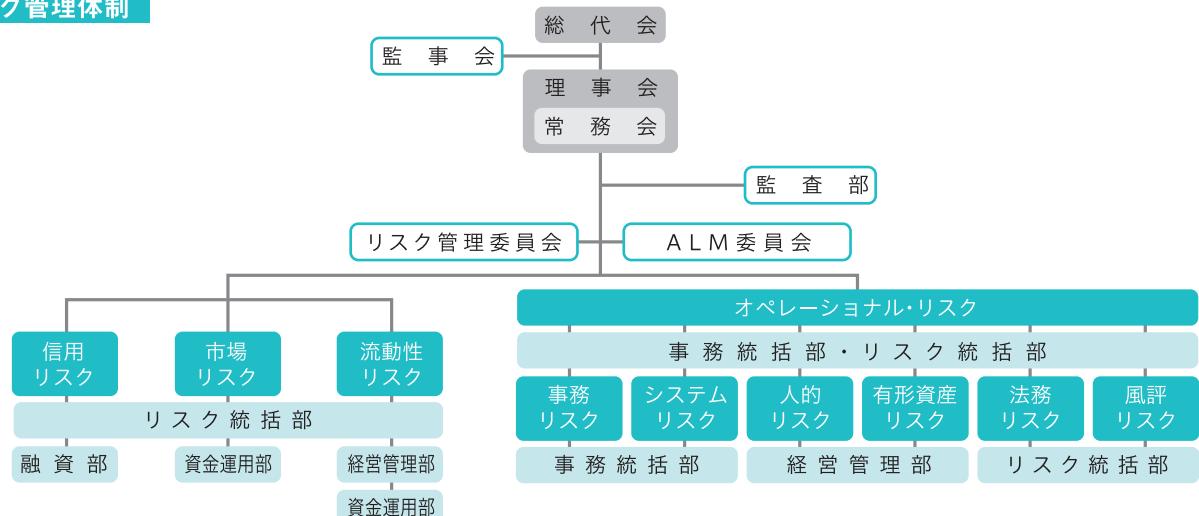
また、市場リスクについてもVaRなどの統一的な計測手法によるリスク計測し、市場リスク管理の高度化に取組んでいます。

【オペレーションナル・リスク】

オペレーションナル・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であること、または外生的な事象により損失を被ることをいいます。

事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等を総称して「オペレーションナル・リスク」と定義し、これを重要度の高いリスクと認識し、適正なリスク管理により、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響を最小限に努めることを目的に「オペレーションナル・リスク管理方針」を定め、オペレーションナル・リスク管理態勢を整備しております。

リスク管理体制



コンプライアンス

「コンプライアンス」とは、一般的には「法令等遵守」と訳されますが、遵守すべき対象は、法令や諸規程・規則等、更には社会的慣習・ルールといった社会規範や倫理までを含む広い意味合いをもっています。

信用金庫は協同組織金融機関として、信用金庫法をはじめ各種法令等の適用を受けるなど、高い公共性を有していることから、地域の中小企業および住民の金融円滑化を常に考慮しながら、地域社会の繁栄に奉仕することを基本理念としております。

こうしたことから当金庫は、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成を経営上の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス対策委員会を設置し、法令や法規に基づく各種規程、マニュアル等の整備を図ると共に、全役職員がコンプライアンスの理解を更に深めるため、「信用金庫行動綱領」「たかしんコンプライアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンス担当部会等を通じて研修や勉強会を実施するなど、金庫職員として求められる職業倫理の徹底を常に図っております。

こうしたことから当金庫は、コンプライアンスを重視した企業風土の醸成を経営上の最重要課題の一つと捉え、コンプライアンス対策委員会を設置し、法令や法規に基づく各種規程、マニュアル等の整備を図ると共に、全役職員がコンプライアンスの理解を更に深めるため、「信用金庫行動綱領」「たかしんコンプライアンス・マニュアル」を配布し、コンプライアンス担当部会等を通じて研修や勉強会を実施するなど、金庫職員として求められる職業倫理の徹底を常に図っております。

そして、役職員一人ひとりが、地域社会ならびに地域住民の負託に応えることが社会的使命であることを認識し、これからも地域の皆さまから信頼・支持される金融機関となるようコンプライアンス態勢の強化に努めてまいります。

そこで、役職員一人ひとりが、地域社会ならびに地域住民の負託に応えることが社会的使命であることを認識し、これからも地域の皆さまから信頼・支持される金融機関となるようコンプライアンス態勢の強化に努めてまいります。

● 信用金庫行動綱領

(信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任)

1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。

(質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献)

2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。

(法令やルールの厳格な遵守)

3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。

(地域社会とのコミュニケーション)

4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、信用金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。

(人権の尊重)

5. すべての人々の人権を尊重する。

(従業員の働き方、職場環境の充実)

6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。

(環境問題への取組み)

7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。

(社会参画と発展への貢献)

8. 信用金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。

(反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応)

9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローンダーリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

● 利益相反管理方針の概要

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。

2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。

(1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

①当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引

②当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引

③当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

(2) ①から③のほかお客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引

3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

①対象取引を行う部門とお客さまとの取引を行う部門を分離する方法

②対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法

③対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法

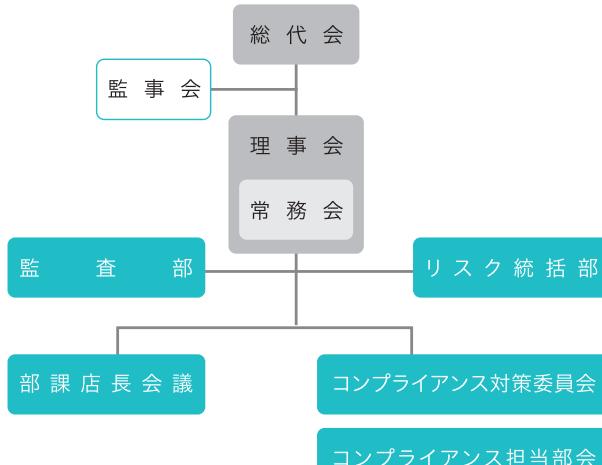
④対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法

4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。

また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役職員等を対象に教育・研修等を行います。

5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

コンプライアンス体制



●マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策基本方針

当金庫は、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与、拡散金融（以下、「マネロン・テロ資金供与」といいます。）の防止を経営の最重要課題と位置付け、以下に基本方針を定めます。

1. 基本姿勢

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止を経営の最重要課題と位置付け、関係法令等を遵守するとともに、実効性のある管理態勢を確立し、高度化を図ります。

2. 組織態勢

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止対策に関する統括部署を定めるとともに、経営陣の積極的かつ主体的な関与のもと、部門間で連携を図り、組織全体で横断的に取り組みます。

3. リスクベース・アプローチ

当金庫は、リスクベース・アプローチの考え方に基づき、マネロン・テロ資金供与に関するリスクを特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

4. 顧客管理

当金庫は、関係法令に基づき取引時確認を適時適切に行い、継続的な顧客管理を実施します。

5. 疑わしい取引の届出

当金庫は、営業店または本部で検知した疑わしい取引について適切に対応し、当局に対し速やかに届出を行います。

6. 役職員の研修

当金庫は、役職員に対し研修等を継続的に実施し、マネロン・テロ資金供与の防止に関する知識、理解を深め、専門性を有する人材を育成するとともに、各部門に適合した人材の配置に取組みます。

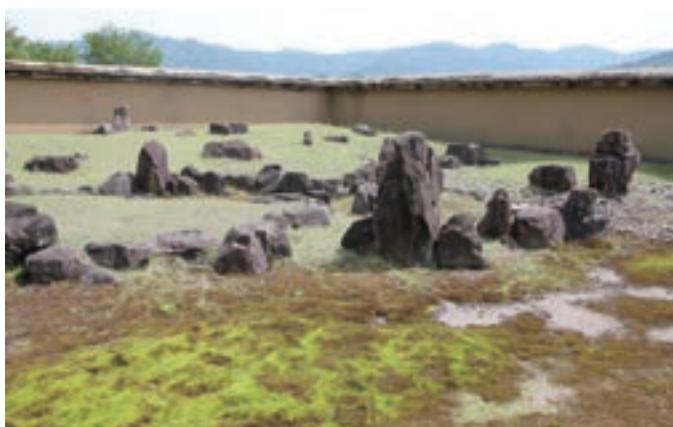
7. 遵守状況の検証および監査

当金庫は、マネロン・テロ資金供与の防止対策に関する遵守状況を定期または随時に検証し、必要に応じて改善を図ります。また、監査部門による独立した内部監査を定期または随時に実施し、その監査結果を踏まえてさらなる態勢の改善に努めます。

●反社会的勢力等に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力等との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力等に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

- 当金庫は、反社会的勢力等との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
- 当金庫は、反社会的勢力等による不当要求に対し、職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
- 当金庫は、反社会的勢力等に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
- 当金庫は、反社会的勢力等による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
- 当金庫は、反社会的勢力等による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。



飛騨市史跡江馬氏館跡公園



当金庫における苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

当金庫は、お客さまからの相談・苦情・紛争等(以下「苦情等」という。)を営業店またはリスク統括部お客さま相談担当で受け付けています。

1. 苦情等のお申し出があった場合、その内容を十分に伺ったうえ、内部調査を行って事実関係の把握に努めます。
2. 事実関係を把握したうえで、営業店、関係部署等とも連携を図り、迅速・公平にお申し出の解決に努めます。
3. 苦情等のお申し出については記録・保存し、対応結果に基づく改善措置を徹底のうえ、再発防止や未然防止に努めます。苦情等は営業店または下記の担当部署へお申し出ください。

高山信用金庫 リスク統括部 お客さま相談担当

住 所：〒506-0843 岐阜県高山市下一之町63番地
電 話 番 号：0120-06-1152
(通話料は当金庫が負担いたします)
0577-32-2200
F A X：0577-35-1190
メールアドレス：s1532000@facetoface.ne.jp
受 付 時 間：月～金(祝日、年末年始除く)9:00～17:00
受 付 方 法：電話、手紙、面談、FAX、メール

*お客様の個人情報は苦情等の解決を図るため、またお客様とのお取引を適切かつ円滑に行うために利用いたします。

4. 当金庫のほかに、一般社団法人全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記お客さま相談担当にご相談ください。

全国しんきん相談所(一般社団法人全国信用金庫協会)

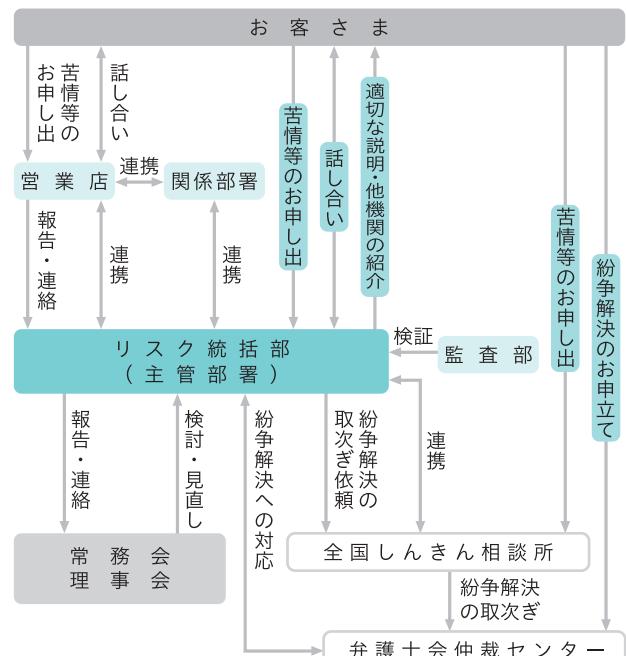
住 所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7
電 話 番 号：03-3517-5825
受 付 時 間：月～金(祝日、年末年始除く)
9:00～17:00
受 付 方 法：電話、手紙、面談

5. 東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。東京都以外の各地のお客さまもご利用いただけます。その際、お客様のアクセスに便利な東京以外の弁護士会を利用する方法もあります。例えば、東京以外の弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いる方法(現地調停)や、東京以外の弁護士会に案件を移す方法(移管調停)があります。利用を希望されるお客様は、当金庫お客さま相談担当または「全国しんきん相談所」にご連絡ください。なお、各弁護士会に直接申し立てていただくことも可能です。

名称	東京弁護士会 紛争解決センター	第一東京弁護士会 仲裁センター	第二東京弁護士会 仲裁センター
住所	〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-1-3		
TEL	03-3581-0031	03-3595-8588	03-3581-2249
月～金(祝日、年末年始除く)			
受付時間	9:30～12:00 13:00～16:00	10:00～12:00 13:00～16:00	9:30～12:00 13:00～17:00

6. 当金庫の苦情等の対応

- 当金庫は、お客さまからの苦情等のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、以下のとおり金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情等の解決を図り、もって当金庫に対するお客さまの信頼性の向上に努めます。
- (1) 営業店および各部署に責任者を配置するとともに、お客さま相談担当がお客さまからの苦情等を一元的に管理し、適切な対応に努めます。
 - (2) 苦情等のお申し出については事実関係を把握し、営業店、関係部署およびお客さま相談担当が連携したうえ、速やかに解決を図るよう努めます。
 - (3) 苦情等の対応にあたっては、解決に向けた進捗管理を行うとともに、苦情等のお申し出のあったお客さまに対し、必要に応じて手続の進行に応じた適切な説明をお客さま相談担当から行います。
 - (4) お客さまからの苦情等のお申し出は、「全国しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも受け付けていますので、内容やご要望等に応じて適切な機関をご紹介いたします。
 - (5) 紛争解決を図るため、弁護士会が設置運営する仲裁センター等を利用することができます。その際には、当該仲裁センター等の規則等も踏まえ、適切に協力します。
 - (6) お申し出のあった苦情等を記録・保存し、その対応結果に基づき、苦情等に対応する態勢の在り方の検討・見直しを行います。
 - (7) 苦情等への対応が実効あるものとするため、内部監査部門が検証する態勢を整備しています。
 - (8) 苦情等に対応するため、関連規程等に基づき業務が運営されるよう、研修等により金庫内に周知・徹底します。
 - (9) お客さまからの苦情等は、業務改善・再発防止等に必要な措置を講じることにより、今後の業務運営に活かしていきます。
 - (10) 苦情等への取組体制



働きやすい職場づくり

私たちは、働きがいの向上に努め、あらゆる人材が最大限に能力を発揮できる環境の整備に努めています。

■人材育成

たかしん未来創造大学

地域・お客様の課題解決に資する人材を創造するため、若手職員が継続的な研修にチャレンジできる人材育成制度です。

- ・**地元企業派遣型研修**…地域の企業に職員を派遣し、現場に出向き経営者や営業担当者と触れあうことで他業種の仕組みの理解を深める研修です。
- ・**ワイドビューたかしん(出張型派遣研修)**…地域外の他金融機関や他業種の企業へ出張し様々なことを見聞きすることにより、自身の課題や問題解決につなげるための研修です。
- ・**検定試験チャレンジコース**…金庫内の有資格職員が講師となり研修を行い、若手職員の検定試験合格をバックアップしています。

TASSα(たかしん預かり資産販売女性プロジェクトチーム)

預かり資産販売の人材の養成するため、女性によるチームを結成し勉強会・意見交換を通して販売スキルアップを行っています。

単位取得制度

昇格に必要とする知識および職務遂行能力修得のための単位を定めることで、公的資格や各種検定試験の取得を促し、職員の自己啓発を推進しています。

■人事制度

一般事業主行動計画

当金庫では、3か年計画(人材育成)の中で「ジェンダー平等の実践」を掲げており、女性活躍を一層進めるべく、総合職の割合を増加していく目標を「一般事業主行動計画」として策定しました。

計画期間：2023年4月1日～2025年3月31日までの2年間

内容：目標 女性職員の内、一般職から総合職へのコース転換者の割合を2024年度末までに9.6%(8名)にする。



「子育てサポート企業」

仕事と家庭が両立できる環境づくりなどに取組む「子育てサポート企業」として、2013年5月9日に、厚生労働省から市内初となる認定を受けました。



岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業

岐阜県では、ワーク・ライフ・バランスに先進的に取組む企業・団体を「岐阜県ワーク・ライフ・バランス推進エクセレント企業」として認定しています。

当金庫では、仕事と家庭の両立支援や女性の活躍推進等の取組みが認められ、2017年2月に認定されました。

「清流の国ぎふ健康経営優良企業2022」に選定

当金庫は健康管理に取組み、健康診断受診率98.8%と所属する健保組合でもトップレベルであること、がん検診受診率が高いことなどが評価され2021年12月に「清流の国ぎふ健康経営優良企業2022」に選ばれました。

奨学金返済支援支給制度

奨学金を返済している若手職員の金銭的負担を軽減し、働きやすい環境を整えるため支援金を支給しています。

子育て支援制度

・**育児短時間勤務制度**…申し出により、小学校就学開始期まで短時間勤務の選択が可能です。

・**育児休業制度**…最長で子供が2歳になるまで延長して取得できます。

・**出生時育児休業制度**…男性職員が子供が出生後8週間以内のうち4週間を限度として取得できます。

その他の制度

介護休業制度、有給休暇(連続休暇)、メモリアル(誕生日)休暇、時間単位休暇など 有給休暇の平均取得日数 11.7日

中小企業の本業支援について

本業支援に関する取組方針

当金庫は、経営理念および経営方針を踏まえ、地域の中小企業・小規模事業者に向けた経営相談・本業支援および経営

改善に関するきめ細かな支援を、最も重要な役割と認識して取組んでおります。

本業支援に関する態勢整備

◆本部担当部署の状況

中小企業の本業支援に関する専担部署として営業統括部にたかしんコンサルティングチーム（略称：TACT）を設置しております。また、経営改善支援に特化した部署として融資部内に専担部署を設置しております、2022年度は両部に専担者8名の体制で全店と連携しお取引先企業への支援業務を行いました。

また、お取引先企業への支援状況把握と伴走型支援を的確に実施する為、各部門責任者・役員等で組織する「中小企業再生委員会」を開催し、部門横断的な支援態勢を整えております。

◆コンサルティング機能強化のための人材育成

お取引先企業の様々な経営課題解決や多様化・高度化するニーズへの的確にお応えするために、人材育成に力を入れており、公的資格等の取得を継続的に推進しております。2022年度までの状況は下記の通りです。

中小企業診断士	9名	M&Aシニアエキスパート	7名
FP1級	9名	FP2級	63名
事業性評価アドバイザー	2名	農業経営アドバイザー	7名

◆経営革新等支援機関（認定支援機関）としての取組み

当金庫は2012年12月21日、中小企業等経営強化法に基づく「経営革新等支援機関」の認定を受けています。今後も「経営革新等支援機関」として、お取引先企業の課題解決に向けより一層努めてまいります。

◆外部専門家・外部支援機関との連携強化

当金庫はお取引先企業のより高度なニーズにお応えするため、以下の外部支援機関との連携強化を図っております。

●中小企業・小規模事業者ワンストップ総合支援事業（中小企業119専門家派遣、岐阜県よろず支援拠点）

経済産業省が中小企業の高度・専門的相談への対応を目的に行っている事業であり、当金庫では2011年度より積極的に活用しております。

●岐阜県中小企業活性化協議会

中小企業の企業再生に関する相談、助言や再生計画作りのサポート、金融機関との調整などの支援を実施する公的な機関です。当金庫では積極的に活用しております。

●独立行法人 中小企業基盤整備機構

高度化する本業支援内容に対し、各種支援施策の周知、国の中小企業施策活用等に関する支援や専門家の派遣等を受けております。

●一般社団法人 岐阜県中小企業診断士協会

2017年5月29日当金庫は「中小企業等支援に関する覚書」を締結し、お取引先企業から企業診断等の依頼があった場合、同協会へ中小企業診断士の派遣依頼を行い、お取引先企業の課題解決を専門家とともに取組んでおります。

●岐阜県事業承継・引継ぎ支援センター

国が全国に設置した公的な機関。主に第3者承継（M&A）の無料相談および民間仲介業者と連携したパックアップを行います。当金庫は2018年6月1日に登録民間支援機関として登録し、同センターとの連携を密にしながら地元企業による地元企業のためのスマールM&Aに積極的に取組んでおります。

●岐阜県プロフェッショナル人材サテライト拠点

国のプロフェッショナル人材事業（内閣府事業）を受け設置された岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点のサテライト拠点事業について、岐阜県と業務委託契約を締結しています。「攻めの経営」を実現したい経営者とそれを可能とするプロ人材のマッチング支援を行います。同拠点との連携を密にしながら、熱意ある地元経営者さまの人材確保の一助として積極的に取組んでおります。

●株式会社 脱炭素化支援機構

脱炭素化推進機構は、国の財政投融資からの出資と民間出資を原資としてファンド事業を行う会社です。2050年カーボンニュートラルの実現に向けて、脱炭素に資する多様な事業への投融資を行い、経済社会の発展や地方創生への貢献、知見の集積や人材育成など行います。

当金庫は地域主導型の水力・地熱・バイオマス等の再エネ事業を積極的に支援するため、同機構との連携を密にしながら事業化支援に取組んでおります。

●一般財団法人 民間都市開発推進機構

同機構は、「民間都市開発の推進に関する特別措置法」に基づき国土交通大臣に指定された公的機関で、商店街の活性化、空き家、空き店舗、古民家などをゲストハウスにしたい等のニーズに対し資金支援を通じサポートすることを目的としています。当金庫は地元資本によるまちづくり開発を積極的に支援するため、同機構との連携を密にしながら事業化支援に取組んでおります。

●公益財団法人 日本生産性本部

中堅中小企業の生産性を高めるため、経営コンサルティング事業とコンサルタント育成事業を行う法人。当金庫は地元企業の様々な経営課題に伴走すべく、同法人と連携し、同法人が提供する「経営診断」を通じて、経営課題の整理と改善の方向性をお互いに共有化しつつ、経営支援に取組んでおります。

●未来創造協同組合

外国人技能実習生受け入れを目的として、飛騨地域初の異業種事業協同組合として設立された法人。当金庫は2019年1月24日に外国人技能実習生受入希望の事業者を紹介する契約を締結し、同法人と連携しながら「人材」に関する経営課題に積極的に取組んでおります。

本業支援に関する取組状況

◆本業支援への取組状況

本業支援の取組みは多岐に渡りますが、中小企業診断士等の本部専担者8名と営業店と外部専門家がチームを組み、創業支援・事業承継・M&A支援、販路開拓支援、経営改善支援、人材・労務支援、GX・DX支援、その他の経営力向上支援等を積極的に行っております。

- 2022年度は455先に対し、述べ509回の本業支援に取組み、多くのお客様の課題解決の支援を行いました。

◆創業支援

創業・新規事業支援が活力ある地域社会の発展につながるという観点から、相談案件に対する支援アドバイスを積極的に行っています。地域の商工会議所・商工会・税理士等と連携し、創業計画書の策定支援を実施しております。

- 2022年度の創業支援実施先:57先

◆事業承継・M&A支援

経営者の高齢化による事業承継問題は飛騨地区においても大きな課題となっています。事業承継支援は活力ある地域社会の維持につながるという観点から、相談案件に対する支援を積極的に行っております。また、M&A案件において当金庫は仲介者(アドバイザリー)としてM&A支援を実施しております。

- 2022年度の事業承継・M&A支援実施先:44先

◆販路開拓支援

大手バイヤーと飛騨地区サプライヤーが一堂に会した「たかしんビジネスマッチング商談会」を実施し、新たな販路開拓支援を行いました。また、地域商社(しんきん地域創生ネットワーク(株))を活用した販売手法の紹介や、各種プラットフォームを使用したマッチングを実施しています。またクラウドファンディング等、販売促進と資金調達を一体化させたサービスのご紹介も行っています。

- 2022年度の販路開拓支援実施先:76先

◆経営改善支援

お取引先企業の更なる成長と安定を願い、外部専門家(税理士、中小企業診断士等)、岐阜県中小企業活性化協議会、よろず支援拠点等と連携し、対話を重視した伴走型の経営支援を行っております。

- 2022年度の経営改善支援実施先:39先

◆人材・労務支援

人口減少傾向にある当地域において人材・労務に関する課題は重要であると考え、一般的の従業員に加えて、中核人材や副業・兼業人材などの採用支援を行っております。

- 2022年度の人材・労務支援実施先:4先

◆その他の経営力向上支援

SDGs私募債の発行支援、ビジネスセミナーや新入社員勉強会の開催、キャッシュレス化支援等、様々な経営力の向上につながる支援を行っています。

- 2022年度のその他の経営力向上支援実施先:235先

◆重点分野への取組み

当金庫は再生可能エネルギーを重点分野として位置づけ、事業化支援・金融支援・経営支援を積極的に行っております。

- 2022年度の再生可能エネルギー支援実施先:2先

◆トップライン引上げに対する支援

当金庫はお客様の販路開拓支援の一環として、全国の信用金庫と連携しビジネスマッチングを積極的に行っております。

●ビジネスマッチングへの取組状況

当金庫では、2019年9月よりTakashin Big Advanceの取扱を開始しました。2023年3月末現在で全国85金融機関と2000社以上の大手企業や地方自治体がBig Advanceに加入しており、Web上での商談支援に取り組んでおります。

信金中央金庫カタログギフト

出展企業:1企業

ビジネスフェア2022

出展企業:4企業

2022年よい仕事おこしフェア

出展企業:4企業

ひがしんビジネスフェア2022

出展企業:1企業

●補助金等申請支援への取組状況

2022年度は、9件の事業再構築補助金の申請支援を行い、3件の採択を受けることができました(9件の支援先の内、1件は採択結果未公表)。外部専門家、よろず支援拠点、岐阜県産業経済振興センター等と連携し、採択から補助事業実施までの支援を行っております。

●地域プラットフォームでの取組み

2013年9月より飛騨地域の支援機関による連携した本業支援を進めるため、当金庫を代表機関とする5機関で『飛騨中小企業支援プラットフォーム』を組成しております。2022年度は新型コロナウイルス感染症の影響でセミナー等を開催することはできませんでしたが、岐阜県プロフェッショナル人材戦略拠点主催のセミナーの後援を行いました。

【飛騨中小企業支援プラットフォーム 構成機関】

高山信用金庫、高山商工会議所、神岡商工会議所、中部産業連盟、(株)ブレーンプランニング

●事業者向け本業支援セミナー(相談会)の開催

お取引企業の本業支援を目的に、各種セミナーを開催しました。

7月 5日 「改正電子帳簿保存法の概要と消費税インボイス制度への準備オンラインセミナー」開催

9月14日 「採用成功のための面接官向け勉強会」開催

10月20日 「飛騨DX Solution Fair 2022 in Takayama」開催

10月27日 「事業再構築補助金 採択率大幅アップ 採択される計画書の作成方法オンラインセミナー」開催

2月22日 「補助金・助成金 基本活用セミナー」開催

3月17日 「はじめての副業・兼業人材の活用セミナー」開催

金融円滑化への取組みと経営者保証に関するガイドラインに係る対応

◆金融円滑化への取組みについて

当金庫では、地域中小企業等の皆様に必要な資金を安定的に供給し、必要に応じ経営改善、支援を行うなど課題解決型金融実践に努め、地域とともに歩んでまいりました。

中小企業および住宅ローン利用者の皆さまから貸付条件の変更等の申し出があった場合には、貸出先の抱えている課題を十分に把握したうえで、その解決に向けて真摯に取組み、地域経済の金融の円滑化に全力を傾注いたします。

◆「経営者保証に関するガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」及び「事業承継時に焦点を当てた『経営者保証に関するガイドライン』の特則」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドライン等の記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

	2022年度
新規に無保証で融資した件数	300件
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	38.0%
保証契約を解除した件数	36件
経営者保証に関するガイドラインに基づく 保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限る)	1件

◆お客様相談窓口

当金庫では、金融円滑化および経営者保証に関するガイドラインに係る対応に取り組むため専用窓口を設置してご相談をお受けしています。

【金融円滑化および経営者保証の ガイドラインに関する相談窓口】

担当部署 経営管理部 経営戦略課
電話番号 0120-71-2252
(通話料は当金庫が負担いたします)
お問合わせ時間 平日9:00～17:00
メールアドレス s1532003@facetoface.ne.jp

【お客さま相談窓口】

担当部署 リスク統括部 コンプライアンス課
電話番号 0120-06-1152
(通話料は当金庫が負担いたします)
お問合わせ時間 平日9:00～17:00
メールアドレス s1532000@facetoface.ne.jp

お客さま本位の業務運営に関する基本方針

当金庫は、創業当初からの不变の精神である「相互扶助・共存共栄」を念頭に、金融ニーズへの一層適切な対応のもと、お客さまの安定的な資産形成に資する取組みを実践するため、「お客さま本位の業務運営に関する基本方針」を定め、これを遵守するとともに、定期的な見直しを実施し、お客さま本位の業務運営に取組んでまいります。

- 1. お客さまの多様なニーズに応えるべく、金融商品・サービスのご提供を図ります。
 - ・お客さまの投資意向やリスク許容度に応じた最適な商品をご提案できるよう、投資運用会社等から幅広く商品情報を収集し商品の品揃えに努めます。
 - ・お客さまの多様なニーズにお応えできるように商品ラインナップの見直しを定期的に実施します。
 - ・商品導入にあたっては商品の特性やリスクを十分把握して選定するよう努めます。
 - ・お客さまの安定的な資産形成を促すために、お客さまの金融商品に関する知識・経験・財産状況等を踏まえ、ご意向に合った最適な商品をご提案いたします。
- 2. 金融商品のご提案に際しては、適切な投資判断に必要となる重要な情報を充実させるとともに、十分ご理解いただけるよう分かりやすく説明することに努めます。
- 3. お客さまに対する金融商品・サービスの販売・推奨を行なう際には、その選定理由や当該商品固有の特性のほか、各金融商品・サービスに含まれるリスクやご負担いただく手数料等費用について、分かりやすく丁寧な説明に努めます。
- 4. お取引におけるお客さまとの利益相反の可能性について適切に管理します。
 - ・別に定められている「利益相反管理規程」を遵守し、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための態勢を整備するとともに、お客さまの利益が不当に損なわれることがないように対応してまいります。
- 5. お客さまのニーズにお応えできる職員の育成を実践してまいります。
 - ・職員に対し、商品知識の向上やお客さまの様々なニーズにお応えできるよう、研修をはじめとする教育体制の充実を図り職員の育成に取組んでまいります。

地域活性化および社会貢献活動等について

地域の活性化に関する取組状況

◆たかしんビジネスマッチング商談会の実施

「たかしん経済クラブ」異業種交流会の一環としてコロナ禍での観光客減少による影響を受けたお取引先を支援するために、飛騨地域の商品を全国・海外に広めるためのビジネスマッチング商談会を企画し、全国で初となる単独信用金庫主催の試食・試飲商談会を開催しました。都市部などのバイヤー企業を飛騨に誘致することで地元での開催を実現。試食・試飲商談会のほか、個別商談会や売上向上セミナーを同時に開催し、地元企業の売上アップのため、販路開拓支援を行いました。当日は飲食関連品を中心に、さまざまな規模・業種の企業や全国各地の信用金庫および行政、商工関係者が参加され、より幅広いマッチングを行いました。



2022年11月8日(火) 試飲・試食商談会、売上向上セミナー
11月9日(水) 個別商談会

場 所 高山グリーンホテル

参加企業 地元サプライヤー 60社、バイヤー 14社

◆たかしんSDGs私募債「ちいきの未来」の取り扱い

地域の「未来」を担う学校等へのSDGs達成に向けた用途の寄付を通じて、持続可能な地域づくりを応援するための私募債を取扱っております。発行されるお客様は、私募債発行時の手数料割引分を利用して、希望される団体へ寄付を行うことができます。2022年度は9件の私募債を受託いたしました。

- ・2022年6月27日付 株式会社ATS
- ・2022年7月25日付 有限会社岩田商店
- ・2022年8月25日付 株式会社熊崎組
- ・2022年9月26日付 細江土建株式会社
- ・2022年10月25日付 株式会社カネモク
- ・2022年12月26日付 はぎわらe株式会社
- ・2023年1月25日付 株式会社キャディッシュ
- ・2023年2月27日付 高山電材株式会社
- ・2023年3月27日付 有限会社森瓦店



株式会社ATS(代表取締役 大洞 充史)様から高山市へ寄附金を贈呈



有限会社岩田商店(代表取締役 岩田 勇治)様から高山市(写真左)と白川村(写真右)へ「エラスアリアコート(施設の消臭・除菌・抗菌等)を寄贈



株式会社熊崎組(代表取締役 熊崎 靖之)様から下呂市立小坂小学校へ65型ワイドモニター、下呂市立小坂中学校へイベント用テントを寄贈



細江土建株式会社(代表取締役 細江 和彦)様から下呂市立尾崎小学校へ一輪車を寄贈



株式会社カネモク(代表取締役 森本 敏)様から岐阜県立木工芸術スクールへ全自動洗濯機と電気乾燥機を寄贈



はぎわらe株式会社(代表取締役 金子 博之)様から下呂市立萩原南中学校へ大型モニター、下呂市へウイルス検査キットを寄贈



株式会社キャディッシュ(代表取締役 千垣内 順)様から高山市立の12中学校へそれぞれが希望する教材備品を寄贈



高山電材株式会社(代表取締役 杉山 和宏)様から社会福祉法人飛騨慈光会へ冷蔵庫を寄贈



有限会社森瓦店(代表取締役 森 孝徳)様から社会福祉法人高山市社会福祉協議会へ遊具一式および寄付金を贈呈

◆たかしん経済クラブの開催

たかしん経済クラブは、会員の皆さまの繁栄のため、新鮮な情報により経営感覚を磨くと共に、会員相互の親睦と異業種交流の場を提供する目的で設立されております。

■2022年度 第1回講演会



2022年6月9日(木)

テーマ 決断力を磨く

講 師 将棋棋士 九段 羽生 善治氏

■2022年度 第2回講演会



2022年9月5日(月)

テーマ 伝統を守りつつ

変わり続けることの重要性

講 師 株式会社エスワイフード
代表取締役 山本 久美氏

■2022年度 第3回講演会



2023年1月18日(水)

テーマ 高橋英樹の歴史はおもしろい！

～歴史上の人物を演じた視点から～

講 師 俳優 高橋 英樹氏

◆たかしんゴルフ同好会

地元中小企業者の皆さまの交流の場として、毎年恒例の行事を開催しました。

■第66回たかしんゴルフ同好会

2022年5月20日(金)

参加者

123名

場 所

飛騨高山カントリー
クラブ

■第67回たかしんゴルフ同好会

2022年10月18日(火)

参加者

145名

場 所

飛騨高山カントリー
クラブ



◆公益財団法人たかしん地域振興協力基金による地域の活性化

当基金は地域社会の活性化のため、地方公共団体又は公共的な団体が主催、あるいは後援、協賛する諸活動等に対して助成を行うことにより、地域社会の振興発展に寄与することを目的としています。

助成対象者

- ①地方公共団体又は公共的な団体が主催、或いは後援、協賛する活動であること。
- ②事業活動が営利目的でないこと。 ③継続事業でないこと。

【2022年度の助成実績】

- 地域の産業振興発展助成事業 1件 200,000円
- 地域の社会生活環境の整備に関する助成事業 該当なし
- 地域の文化・スポーツ等に関する助成事業 該当なし

※新型コロナウイルス感染症の影響のため助成事業の延期もしくは中止があったため

社会的貢献活動

新就職者研修会

飛騨地域の新就職者を対象に研修を行いました。ビジネスマナー、電話応対や名刺交換などの訓練を通して、社会人としての心構えを学んでいただきました。

2022年4月8日(金)

場 所 飛騨・世界生活文化センター

参加者 103名



信用金庫の日「献血活動」

6月15日の信用金庫の日にちなんで、各地域において役職員が参加し、献血に協力いたしました。

2022年5月11日(水)、5月19日(木)、6月7日(火)、6月8日(水)、6月27日(月)、
6月28日(火)、6月29日(水)

場 所 日付順に 神岡振興事務所／下呂総合庁舎／本店営業部／ルビットタウン高山
／飛騨市役所／丹生川支店／三福寺支店



夏休み小学生体験講座「わくわくお金教室」

お金に関するクイズに挑戦したり、お札や硬貨の偽造防止技術を知ってもらうことで、お金の大切さを小学生の皆さんに学んでいただきました。

2022年7月29日(金) 午前・午後の2回講座

場 所 高山市女性青少年会館

参加者 各回30名

主 催 高山市女性青少年会館



たかしんふれあい会ゴルフ大会

恒例の行事として毎年ご好評をいただいております「たかしんふれあい会」のゴルフ大会を開催しました。

第10回 ゴルフ大会 2022年10月26日(水)

場 所 飛騨高山カントリークラブ

参加者 50名



ピンクリボンウィークス

全営業店窓口にて乳がんの啓発活動である「ピンクリボン運動」を呼びかけ、募金協力をお願いしました。募金は公益財団法人日本対がん協会「ほほえみ基金」へ寄付いたしました。

2022年8月8日(月)～2022年8月26日(金)



第18回高山信用金庫理事長旗学童野球大会

次代を担う学童の健全な育成を目指し、学童野球大会を開催しました。飛騨全域の学童チームが熱戦を繰り広げました。

2022年8月6日(土)、7日(日)、27日(土)

場 所

高山市中山公園野球場・清見運動公園野球場・国府グラウンド・丹生川総合グラウンド

参加学童 21チーム 331名



岐阜県立飛騨特別支援学校への委託作業依頼

当金庫でお客さまへ配る預金贈答品へのシール貼り作業を依頼しました。

2022年6月・10月

岐阜県立飛騨吉城特別支援学校への委託作業依頼

当金庫でお客さまへ配るパンフレットの袋詰め作業を依頼しました。

2022年10月

がんばる受験生応援キャンペーン特大絵馬奉納

「がんばる受験生応援キャンペーン」合格祈願の特大絵馬を岐阜県立斐太高等学校の美術部と書道部の皆さんに作成していました。皆さまご同席のもと、この絵馬を飛騨天満宮へ奉納しました。

2023年1月12日(木)、2月13日(月)

場 所 飛騨天満宮



財務データ

経営状況

貸借対照表

単位:百万円

科目	第96期 2022年3月期	第97期 2023年3月期
資産の部		
現金	2,650	2,894
預け金	61,576	51,677
買入金銭債権	1,562	786
有価証券	76,178	73,441
国債	8,357	5,722
地方債	10,459	12,601
社債	32,694	30,468
株式	30	30
その他の証券	24,636	24,619
貸出金	124,289	126,284
割引手形	47	15
手形貸付	4,388	5,088
証書貸付	113,154	113,570
当座貸越	6,698	7,609
その他資産	1,526	1,546
未決済為替貸	19	21
信金中金出資金	1,216	1,216
前払費用	11	12
未収収益	270	287
その他の資産	8	9
有形固定資産	2,976	3,086
建物	1,186	1,321
土地	1,597	1,597
リース資産	0	—
建設仮勘定	3	—
その他の有形固定資産	188	167
無形固定資産	82	116
ソフトウエア	78	112
その他の無形固定資産	4	4
繰延税金資産	—	81
債務保証見返	2,102	2,355
貸倒引当金	△ 3,283	△ 3,437
(うち個別貸倒引当金)	(△ 2,952)	(△ 3,093)
資産の部合計	269,662	258,832

単位:百万円

科目	第96期 2022年3月期	第97期 2023年3月期
負債の部		
預金積金	246,469	244,334
当座預金	6,073	6,429
普通預金	100,897	105,135
貯蓄預金	401	398
通知預金	705	630
定期預金	129,414	123,628
定期積金	7,389	6,761
その他の預金	1,588	1,350
借用金	9,850	2,300
借入金	9,850	2,300
その他負債	229	319
未決済為替借	18	28
未払費用	63	102
給付補填備金	3	3
未払法人税等	0	0
前受収益	33	41
払戻未済金	3	4
払戻未済持分	0	0
職員預り金	49	48
リース債務	0	—
資産除去債務	15	15
その他の負債	39	72
賞与引当金	100	88
退職給付引当金	13	9
役員退職慰労引当金	120	126
睡眠預金払戻損失引当金	7	7
偶発損失引当金	9	6
繰延税金負債	143	—
債務保証	2,102	2,355
負債の部合計	259,047	249,547
純資産の部		
出資金	696	697
普通出資金	696	697
利益剰余金	9,335	9,434
利益準備金	696	696
その他利益剰余金	8,638	8,738
特別積立金	8,000	8,000
当期末処分剰余金	638	738
会員勘定合計	10,031	10,132
その他有価証券評価差額金	583	△ 846
評価・換算差額等合計	583	△ 846
純資産の部合計	10,615	9,285
負債及び純資産の部合計	269,662	258,832

損益計算書

単位:千円

科目	第96期 2022年3月期	第97期 2023年3月期
経常収益	3,148,993	3,023,114
資金運用収益	2,727,597	2,654,920
貸出金利息	1,917,128	1,892,957
預け金利息	86,277	109,406
有価証券利息配当金	689,080	617,655
その他の受入利息	35,110	34,901
役務取引等収益	323,068	295,644
受入為替手数料	103,267	97,153
その他の役務収益	219,800	198,491
その他業務収益	46,469	43,588
国債等債券償還益	32,920	—
その他の業務収益	13,549	43,588
その他経常収益	51,858	28,960
償却債権取立益	36,405	7,166
株式等売却益	10,846	11,074
その他の経常収益	4,605	10,718
経常費用	3,022,383	2,905,512
資金調達費用	36,968	29,492
預金利息	33,905	27,275
給付補填備金繰入額	2,239	1,893
借用金利息	573	71
その他の支払利息	249	252
役務取引等費用	350,622	339,832
支払為替手数料	28,114	21,579
その他の役務費用	322,507	318,253
その他業務費用	459	378
外国為替売買損	74	—
その他の業務費用	384	378
経費	2,410,980	2,353,219
人件費	1,596,768	1,526,932
物件費	742,665	737,697
税金	71,546	88,588
その他経常費用	223,353	182,590
貸出金償却	164,589	5,590
貸倒引当金繰入額	33,171	157,721
株式等償却	—	826
その他の経常費用	25,592	18,452

単位:千円

科目	第96期 2022年3月期	第97期 2023年3月期
経常利益	126,609	117,601
特別利益	—	—
固定資産処分益	—	—
特別損失	5,199	10,325
固定資産処分損	5,199	1,073
その他の特別損失	—	9,251
税引前当期純利益	121,410	107,275
法人税、住民税及び事業税	863	863
法人税等調整額	△ 4,677	△ 7,061
法人税等合計	△ 3,814	△ 6,198
当期純利益	125,224	113,474
繰越金(当期首残高)	513,439	624,547
当期末処分剰余金	638,663	738,021

剰余金処分計算書

単位:千円

科目	第96期 2022年3月期	第97期 2023年3月期
当期末処分剰余金	638,663	738,021
合計	638,663	738,021
剰余金処分額	14,116	14,431
利益準備金	252	557
普通出資に対する配当金	13,863	13,874
繰越金(当期末残高)	624,547	723,590

会計監査人による監査について

2022年6月16日開催の第96期通常総代会および、2023年6月16日開催の第97期通常総代会で承認を得た、貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書は、信用金庫法第38条の2第3項の規定に基づき、あずさ監査法人の監査を受けております。

内部監査について

第97期における貸借対照表、損益計算書および剰余金処分計算書(以下「財務諸表」という。)ならびに財務諸表作成に係る内部監査等について適正性・有効性等を確認しております。

2023年6月16日

高山信用金庫 理事長

坂口 秀平

注意事項

【貸借対照表関係】

- 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 - 有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、ただし市場価格のない株式等については移動平均法による原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
 - 有形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法を採用しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物…18年～50年 その他…3年～20年

4. 無形固定資産(リース資産を除く)の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自金庫利用のソフトウェアについては、金庫内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
 5. 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。
 6. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

日本公認会計士協会 銀行等監査特別委員会報告第4号「銀行等金融機関の資産の自己査定並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(令和4年4月14日)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績又は倒産実績を基礎とした貸倒実績率又は倒産確率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等必要な修正を加えて算定しております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を計上しております。破綻先債権及び実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,138百万円であります。

- 賞与引当金は、職員への賞与の支払いに備えるため、職員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。
 - 退職給付引当金は、職員の退職給付に備えるため、企業会計基準適用指針第25号「退職給付会計に関する会計基準の適用指針」(平成27年3月26日)に定める簡便法(直近の年金財政計算上の数理債務をもって退職給付債務とする方法)により、当事業年度末における必要額を計上しております。

当金庫は、複数事業主（信用金庫等）により設立された企業年金制度（総合設立型厚生年金基金）に加入しており、当金庫の拠出に対応する年金資産の額を合理的に計算することができないため、当該企業年金制度への拠出額を退職給付費用として処理しております。

正業年金制度への拠出額を返却料付費用として処理しております。
なお、当該企業年金制度全体の直近の積立状況及び制度全体の
拠出等に占める当金庫の割合並びにこれらに関する補足説明は次の
とおりであります。

①制度全体の積立状況に関する事項(令和4年3月31日現在)

年金資産の額 _____ 1,740,569百万円

年金財政計算上の数理債務の額と
最低責任準備金の額との合計額 ————— 1,807,426百万円
差引額 ————— △ 66,857百万円

②制度全体に占める当金庫の掛金拠出割合(令和4年3月31日現在)

0.2279 %

③補足說明

上記①の差引額の主な要因は、年金財政計算上の過去勤務債務残高16,261,618百万円あります。本制度における過去勤務債務の償却方法は期間19年0力月の元利均等定率償却であり、当金庫は、当事業年度に既存債務に特別積立金1,000万円を費用処理いたしました。

業年度の財務諸表上、特別掛金4,3百万円を費用処理しております。
なお、特別掛金の額は、予め定められた掛け率を掛け金拠出時の標準給与の額に乘じることで算定されるため、上記②の割合は当金庫の実際の負担割合とは一致しません。

9. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払いに備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当事業年度末までに発生していると認められる額を計上しております。
 10. 睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り、必要と認める額を計上しております。
 11. 偶発損失引当金は、信用保証協会への負担金の支払いに備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。
 12. 会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりです。

貸倒引当金 ━━━━━━ 3,437百万円

貸倒引当金の算出方法は、重要な会計方針として6.に記載しております。

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」であります。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力や債務償還能力、経営改善計画の内容や進捗状況、新型コロナウイルス感染症の影響等を踏まえ、個別に設定しております。

なお、個別貸出先の業績変化や新型コロナウイルス感染症拡大を含む経済環境の変化等により、当初の見積もりに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。
 13. 理事及び監事との間の取引による理事及び監事に対する金銭債権総額 5 6百万円
 14. 有形固定資産の減価償却累計額 3,165百万円
 15. 信用金庫法及び金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく債権は次のとおりであります。なお、債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるものであります。

破産更生債権及びこれらに準ずる債権額	2,056百万円
危険債権額	3,633百万円
要管理債権額	該当ございません
三月以上延滞債権額	該当ございません
貸出条件緩和債権額	該当ございません
小計額	5,689百万円
正常債権額	123,035百万円
合計額	128,725百万円

破産更生債権及びこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権であります。

危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態及び経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収及び利息の受取りができるない可能性の高い債権で破産更生債権及びこれらに準ずる債権に該当しないものであります。

三月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権並びに危険債権に該当しないものであります。

貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権並びに三月以上延滞債権に該当しないものであります。

正常債権とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がないものとして、破産更生債権及びこれらに準ずる債権、危険債権、三月以上延滞債権並びに貸出条件緩和債権以外のものに区分される債権であります。

なお、上記債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

16. 手形割引は、業種別委員会実務指針第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は15百万円であります。

17. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券	215百万円 (日銀歳入代理店事務取扱いの担保)
有価証券	1,198百万円 (為替決済取引の担保)
有価証券	10,359百万円 (日本銀行からの借用金の担保)
有価証券	48百万円 (高山市指定金融機関事務の担保)
定期性預け金	8,800百万円 (為替決済取引の担保)

また、その他の資産のうち預託金は1百万円が含まれております。

18. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当金庫の保証債務の額は1,150百万円であります。

19. 出資1口当たりの純資産額665円81銭

20. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当金庫は、預金業務、融資業務および市場運用業務などの金融業務を行っております。

このため、金利変動による不利な影響が生じないように、資産及び負債の総合的管理(ALM)をしております。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

当金庫が保有する金融資産は、主として事業地区内のお客様に対する貸出金です。

また、有価証券は、主に債券、投資信託及び株式であり、満期保有目的、純投資目的及び事業推進目的で保有しております。

これらは、それぞれ発行体の信用リスク及び金利の変動リスク、市場価格の変動リスクに晒されております。

一方、金融負債は主としてお客様からの預金であり、流動性リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスクの管理

当金庫は、融資基本方針に則り、信用リスク管理方針・管理規程及び融資関連諸規程に従い、貸出金について、個別案件ごとの与信審査、与信限度額、信用情報管理、保証や担保の設定、問題債権への対応など与信管理に関する体制を整備し運営しております。

これらの与信管理は、各営業店のほか融資部及びリスク統括部により行われ、また、定期的に大口融資審査委員会等を開催し審議しており、経営陣に報告を行っております。

さらに、与信管理の状況については、リスク統括部及び監査部がチェックしております。

有価証券の発行体の信用リスクに関しては、リスク統括部及び資金運用部並びにALM委員会において、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しております。

② 市場リスクの管理

(i) 金利リスクの管理

当金庫は、ALMによって金利の変動リスクを管理しております。

統合的リスク管理方針・管理規程において、リスク管理方法や手続等を定めており、ALM委員会運営要領に基づき、ALM委員会及び常務会において実施状況の把握・確認、今後の対応等の協議を行っています。

日常的にはリスク統括部及び資金運用部において金融資産及び負債の金利や期間を総合的に把握し、金利感応度分析等によりモニタリングを行い、月次ベースでALM委員会及び常務会に報告しております。

(ii) 為替リスクの管理

当金庫は、為替の変動リスクに関して、個別の案件ごとに管理しております。

(iii) 価格変動リスクの管理

有価証券を含む市場運用商品の保有については、理事会の監督の下、資金運用規程による資金運用方針に基づき行われております。

資金運用部では、市場運用商品の購入を行っており、事前審査、投資限度額の設定のほか、継続的なモニタリングを通じて、価格変動リスクの軽減を図っております。

これらの情報は、ALM委員会及び常務会に定期的に報告されております。

(iv) 市場リスクに係る定量的情報

当金庫において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、「預け金」、「有価証券」のうち債券、「貸出金」及び「預金積金」であります。

当金庫では、これらの金融資産及び金融負債について、「信用金庫法施行規則第132条第1項第5号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項」において通貨ごとに規定された金利ショックを用いた経済価値の変動額を市場リスク量とし、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しております。

当該変動額の算定にあたっては、対象の金融資産及び金融負債をそれぞれ金利期日に応じて適切な期間に残高を分解し、期間ごとの金利変動幅を用いております。

なお、当事業年度末現在、金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度において、上方パラレルシフト（指標金利の上昇をいい、日本円金利の場合1.00%上昇等、通貨ごとに上昇幅が異なる）が生じた場合、対象となる金融商品の経済価値は、6,448百万円減少するものと把握しております。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数との相関を考慮しておりません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当金庫は、ALMを通して、適時に資本管理を行うほか、資金調達手段の多様化、市場環境を考慮した長短の調達バランスの調整などによって、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によつた場合、当該価額が異なることもあります。

なお、一部の金融商品については、簡便な計算により算出した時価に代わる金額を含めて開示しております。

21. 金融商品の時価等に関する事項

令和5年3月31日における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります（時価等の評価技法（算定方法）については（注1参照）。なお、市場価格のない株式等及び組合出資金は、次表には含めておりません（注2参照）。

また、重要性の乏しい科目については記載を省略しております。

単位：百万円

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預け金	51,677	51,375	△301
(2)有価証券			
満期保有目的の債券	400	409	9
その他有価証券	72,952	72,952	—
(3)貸出金（*1）	126,284		
貸倒引当金（*2）	△3,437		
	122,846	121,720	△1,125
金融資産計	247,876	246,458	△1,417
(1)預金積金	244,334	244,335	0
(2)借用金	2,300	2,300	—
金融負債計	246,634	246,635	0

（*1）貸出金の時価は、「簡便な計算により算出した時価に代わる金額」を記載しております。

（*2）貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。

注1 金融商品の時価等の評価技法（算定方法）

金融資産

(1)預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、残存期間に基づく区分ごとに、新規に預け金を行つた場合に想定される適用金利で割り引いた現在価値を算定しております。

(2)有価証券

株式は取引所の価格、債券は取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。投資信

託は、取引所の価格又は公表されている基準価額によつております。

自金庫保証付私募債は、保証料のない私募債の現在価値に経過利息と前受保証料を加減しております。

なお、保有目的区分ごとの有価証券に関する注記事項については23.に記載しております。

(3)貸出金

貸出金は、以下の①～③の方法により算出し、その算出結果を時価に代わる金額として記載しております。

- ① 破綻懸念先債権、実質破綻先債権及び破綻先債権等、将来キャッシュ・フローの見積りが困難な債権については、貸借対照表中の貸出金勘定に計上している額（貸倒引当金控除前の額。以下「貸出金計上額」という。）の合計額から貸出金に対応する個別貸倒引当金を控除した価額
- ② ①以外のうち、変動金利によるものは貸出金計上額
- ③ ①以外のうち、固定金利によるものは貸出金の種類及び期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行つた場合に想定される利率で割り引いた価額

金融負債

(1)預金積金

要求払預金については、決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金の時価は、一定期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(2)借用金

借用金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借用金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、残存期間が短期間のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

注2 市場価格のない株式等及び組合出資金の貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報には含まれておりません。

単位：百万円

区分	貸借対照表計上額
非上場株式（*1）	30
組合出資金（*2）	58
合計	88

（*1）非上場株式については、企業会計基準適用指針第19号「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（令和2年3月31日）第5項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

（*2）組合出資金については、企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（令和3年6月17日）第24～16項に基づき、時価開示の対象とはしておりません。

注3 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

単位：百万円

	1年以内	1年超5年以内	5年超10年以内	10年超	期間の定めがないもの
預け金（*）	14,000	15,500	—	5,500	16,677
有価証券	9,160	24,531	17,670	13,696	9,229
満期保有目的の債券	—	—	—	400	—
その他有価証券のうち満期があるもの	9,160	24,531	17,670	13,296	9,229
貸出金（*）	20,513	37,864	25,967	33,020	8,918
合計	43,673	77,896	43,638	52,216	34,824

（*）預け金のうち、定期性預け金以外、また貸出金のうち、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権や延滞・期流れの債権等、償還予定額が見込めない債権については「期間の定めがないもの」に含めております。

注4 借用金及びその他の有利子負債の決算日後の返済予定額					
	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超	期間の定めが 無いもの
預金積金(*)	95,624	33,380	116	335	114,874
借用金	2,300	—	—	—	—
合計	97,924	33,380	116	335	114,874

(*)預金積金のうち、要求払預金は「期間の定めが無いもの」に含めております。

22. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」、「地方債」、「社債」、「株式」、「その他の証券」が含まれております。以下、24.まで同様であります。

満期保有目的の債券

単位:百万円

	種類	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表 計上額を超えるもの	その他	400	409	9
	小計	400	409	9
時価が貸借対照表 計上額を超えないもの	その他	—	—	—
	小計	—	—	—
合計		400	409	9

その他有価証券

単位:百万円

	種類	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えるもの	債券	22,653	22,176	476
	国債	5,538	5,187	351
	地方債	6,240	6,190	50
	社債	10,873	10,798	74
	その他	6,757	6,004	752
	小計	29,410	28,181	1,228
貸借対照表 計上額が 取得原価を 超えないもの	債券	26,138	27,088	△ 950
	国債	183	186	△ 3
	地方債	6,360	6,791	△ 431
	社債	19,594	20,109	△ 515
	その他	17,403	18,529	△ 1,125
	小計	43,542	45,617	△ 2,075
合計		72,952	73,799	△ 846

23. 当事業年度中に売却したその他有価証券

単位:百万円

	売却額	売却益の合計額	売却損の合計額
その他	179	11	—
合計	179	11	—

24. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、48,407百万円であります。このうち契約残存期間が1年以内のものが18,577百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当金庫の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当金庫が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている金庫内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

25. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金	913百万円
税務上の繰越欠損金	474
その他有価証券評価差額金	230
貸出金償却	164
減価償却限度超過額	83
役員退職慰労引当金	34
賞与引当金	24
有価証券償却	21
未収利息	4
退職給付引当金	2
その他	60

繰延税金資産小計

2,014
△ 451
△ 1,481
△ 1,933

繰延税金資産合計

81
0
0
0

繰延税金負債

その他有価証券評価差額	0
資産除去債務に係る有形固定資産	0
繰延税金負債合計	0
繰延税金負債の純額	81百万円

26. 会計方針の変更

(「時価の算定に関する会計基準の適用指針」の適用)

企業会計基準適用指針第31号「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用しております。

【損益計算書関係】

- 記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。
- 出資1口当たり当期純利益金額8円14銭

最近5年間の主な経営指標の推移

科目		2019年3月期	2020年3月期	2021年3月期	2022年3月期	2023年3月期
経常収益	(千円)	3,284,610	3,295,275	3,238,223	3,148,993	3,023,114
経常利益(△は経常損失)	(千円)	76,481	204,754	82,488	126,609	117,601
当期純利益(△は当期純損失)	(千円)	78,312	89,787	80,874	125,224	113,474
出資総口数	(千口)	14,106	14,001	13,929	13,934	13,945
出資総額	(百万円)	705	700	696	696	697
純資産額	(百万円)	11,591	10,746	11,230	10,615	9,285
総資産額	(百万円)	244,254	243,351	260,877	269,662	258,832
預金積金残高	(百万円)	231,121	229,519	238,822	246,469	244,334
貸出金残高	(百万円)	117,102	117,717	123,354	124,289	126,284
有価証券残高	(百万円)	80,280	78,934	78,012	76,178	73,441
単体自己資本比率	(%)	9.70	9.16	9.21	9.10	9.26
出資に対する配当金(出資1口当たり)	(円)	1.0	1.0	1.0	1.0	1.0
役員数	(人)	14	15	15	15	15
うち常勤役員数	(人)	7	8	8	8	8
職員数	(人)	230	222	222	217	216
会員数	(人)	18,822	18,821	18,912	18,987	19,002

(注) 残高計数は期末日現在のものであり、総資産額には債務保証見返を含んでおりません。

業務粗利益および業務粗利益率

単位:千円

科目	2022年3月期	2023年3月期
資金運用取支	2,690,629	2,625,428
資金運用収益	2,727,597	2,654,920
資金調達費用	36,968	29,492
役務取引等取支	△ 27,553	△ 44,187
役務取引等収益	323,068	295,644
役務取引等費用	350,622	339,832
その他の業務取支	46,009	43,209
その他業務収益	46,469	43,588
その他業務費用	459	378
業務粗利益	2,709,085	2,624,450
業務粗利益率 (%)	1.03	0.99

(注) 業務粗利益率 = $\frac{\text{業務粗利益}}{\text{資金運用勘定平均残高}} \times 100$

業務純益

単位:千円

科目	2022年3月期	2023年3月期
業務純益	338,749	269,165
実質業務純益	313,624	282,881
コア業務純益	280,704	282,881
コア業務純益 (投資信託解約損益を除く。)	259,072	328,217

(注) 1. 業務純益 = 業務収益 - 業務費用

業務費用には、例えば人件費のうちの役員賞与等のような臨時的な経費を含まないこととしています。

また、貸倒引当金繰入額が全体として繰入超過の場合、一般貸倒引当金繰入額(または取崩額)を含みます。

2. 実質業務純益 = 業務純益 + 一般貸倒引当金繰入額

実質業務純益は、業務純益から一般貸倒引当金繰入額の影響を除いたものです。

3. コア業務純益 = 実質業務純益 - 国債等債券損益

国債等債券損益は、国債等債券売却益、国債等債券償還益、国債等債券売却損、国債等債券償還損、国債等債券償却を通算した損益です。

預貸率・預証率

単位: %

		2022年3月期	2023年3月期
預貸率	期中平均	50.90	50.54
	期末	50.42	51.68
預証率	期中平均	30.94	30.62
	期末	30.90	30.05

(注) 1. 預貸率は、預金に対する貸出金の運用割合を示す指標です。

2. 預証率は、預金に対する有価証券の保有割合を示す指標です。

3. 算出の分母となる預金には、定期積金を含んでおります。

単位:平均残高・利息 百万円、利回り %

資金運用勘定・資金調達勘定の平均残高、利息、利回り

	2022年3月期			2023年3月期		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	261,049	2,727	1.04	262,735	2,654	1.01
うち貸出金	124,006	1,917	1.54	124,429	1,892	1.52
うち預け金	59,012	86	0.14	60,259	109	0.18
うち有価証券	75,386	689	0.91	75,397	617	0.81
資金調達勘定	253,551	36	0.01	255,299	29	0.01
うち預金積金	243,600	36	0.01	246,170	29	0.01
うち借用金	9,900	0	0.00	9,079	0	0.00

(注)資金運用勘定は無利息預け金の平均残高(2022年3月期97百万円、2023年3月期104百万円)を控除して表示しております。

受取・支払利息の増減

単位:千円

	2022年3月期			2023年3月期		
	残高による増減	利率による増減	純増減	残高による増減	利率による増減	純増減
受取利息	2,538	△ 28,005	△ 25,466	8,549	△ 81,226	△ 72,676
うち貸出金	12,324	△ 67,228	△ 54,903	6,517	△ 30,688	△ 24,171
うち預け金	11,622	5,116	16,738	1,858	21,269	23,128
うち有価証券	△ 23,101	35,747	12,646	100	△ 71,525	△ 71,425
支払利息	1,719	△ 29,775	△ 28,055	253	△ 7,729	△ 7,475
うち預金積金	1,194	△ 28,696	△ 27,502	377	△ 7,353	△ 6,975
うち借用金	253	△ 823	△ 570	△ 44	△ 458	△ 502

(注)残高および利率の増減要因が重なる部分については、両者の増減割合に応じて按分しております。

経費の内訳

単位:千円

	2022年3月期	2023年3月期
人件費	1,596,768	1,526,932
報酬給料手当	1,222,869	1,201,699
退職給付費用	167,993	158,014
その他	205,905	167,218
物件費	742,665	737,697
事務費	286,811	301,932
うち旅費・交通費	681	2,544
うち通信費	21,491	21,981
うち事務機械賃借料	8,161	7,450
うち事務委託費	179,317	185,626
固定資産費	137,152	146,643
うち土地建物賃借料	17,606	17,804
うち保全管理費	87,513	93,380
事業費	64,892	71,079
うち広告宣伝費	13,779	15,703
うち交際費・寄贈費・諸会費	33,794	35,678
人事厚生費	20,303	19,212
減価償却費	162,404	163,755
その他	71,101	35,074
税金	71,546	88,588
合計	2,410,980	2,353,219

総資金利鞘

単位:%

	2022年3月期	2023年3月期
資金運用利回	1.04	1.01
資金調達原価率	0.95	0.92
総資金利鞘	0.09	0.09

総資産利益率

単位:%

	2022年3月期	2023年3月期
総資産経常利益率	0.04	0.04
総資産当期純利益率	0.04	0.04

(注)総資産経常(当期純)利益率= $\frac{\text{経常(当期純)利益}}{\text{総資産(債務保証見返を除く)平均残高}} \times 100$

預金

預金の科目別平均残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
預金平均残高	243,600	246,170
流動性預金	103,267	112,323
当座預金	5,738	6,242
普通預金	95,427	104,010
貯蓄預金	399	400
通知預金	935	861
その他の流動性預金	766	808
定期性預金	140,333	133,847
定期預金	132,778	126,667
定期積金	7,555	7,179

預金の預金者別残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
預金残高	246,469	244,334
個人	179,493	176,607
法人	44,642	45,949
公金	22,133	21,683
金融機関	199	93

定期預金の種類別残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
定期預金	129,044	123,256
固定金利定期預金	129,039	123,251
変動金利定期預金	5	4

固定金利定期預金:預入時に満期日までの利率が確定する定期預金

変動金利定期預金:預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期預金

貸出金

貸出金の科目別平均残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
貸出金平均残高	124,006	124,429
割引手形	25	27
手形貸付	4,411	4,459
証書貸付	113,188	113,424
当座貸越	6,380	6,517

貸出金の種類別残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
貸出金残高	124,289	126,284
固定金利	81,132	84,215
変動金利	43,157	42,069

債務保証見返の担保別残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
債務保証見返	2,102	2,355
不動産	222	215
保証	20	17
信用	1,859	2,123

貸出金の使途別残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
貸出金残高	124,289	126,284
設備資金	61,685	63,804
運転資金	62,604	62,480

貸出金の担保別残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
貸出金残高	124,289	126,284
当金庫預金積金	1,182	1,187
有価証券	0	0
不動産	28,430	27,733
信用保証協会・信用保険	34,177	34,252
保証	11,240	11,449
信用	49,258	51,662

貸出金の業種別貸出金残高

単位:先、百万円、%

業種	2022年3月期			2023年3月期		
	貸出先数	貸出金残高	構成比	貸出先数	貸出金残高	構成比
製造業	190	6,654	5.3%	184	6,701	5.3%
農業、林業	66	706	0.5%	63	712	0.5%
漁業	0	0	0.0%	0	0	0.0%
鉱業、採石業、砂利採取業	1	96	0.0%	1	86	0.0%
建設業	374	8,188	6.5%	363	8,143	6.4%
電気、ガス、熱供給、水道業	37	2,809	2.2%	37	3,109	2.4%
情報通信業	4	110	0.0%	5	125	0.0%
運輸業、郵便業	28	4,342	3.4%	26	4,152	3.2%
卸売業、小売業	364	11,534	9.2%	345	11,479	9.0%
金融業、保険業	16	5,116	4.1%	17	5,095	4.0%
不動産業	171	12,795	10.2%	177	14,435	11.4%
物品貯蔵業	9	1,151	0.9%	8	1,127	0.8%
学術研究、専門・技術サービス業	34	768	0.6%	36	709	0.5%
宿泊業	104	7,622	6.1%	102	7,811	6.1%
飲食業	192	2,090	1.6%	188	1,988	1.5%
生活関連サービス業、娯楽業	103	1,836	1.4%	101	1,900	1.5%
教育、学習支援業	13	95	0.0%	14	114	0.0%
医療、福祉	73	3,006	2.4%	76	3,459	2.7%
その他のサービス	110	1,477	1.1%	112	1,571	1.2%
小計	1,889	70,404	56.6%	1,855	72,726	57.5%
地方公共団体	6	10,907	8.7%	6	9,734	7.7%
個人(住宅・消費・納税資金等)	7,795	42,977	34.5%	7,582	43,824	34.7%
合計	9,690	124,289	100.0%	9,443	126,284	100.0%

(注)業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

貸出金の会員・会員外別残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
会員貸出	104,275	107,706
会員外貸出	20,014	18,577

個人ローン残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
消費者ローン(カードローン含む)	9,519	9,525
住宅ローン	32,899	33,723
合計	42,419	43,248

代理貸付残高

単位:百万円

	2022年3月期	2023年3月期
信金中央金庫	0	0
日本政策金融公庫(普通貸付)	0	0
日本政策金融公庫(教育資金)	15	10
日本政策金融公庫(生活衛生)	0	0
日本政策金融公庫(中小企業事業)	0	0
日本政策金融公庫(農林水産事業)	623	704
独立行政法人住宅金融支援機構	365	327
独立行政法人福祉医療機構	18	16
合計	1,023	1,058

貸出金償却の額

単位:千円

	2022年3月期	2023年3月期
貸出金償却額	164,589	5,590

信用金庫法開示債権及び金融再生法開示債権の保全・引当状況

(単位:百万円、%)

区分		開示残高 (a)	保全額 (b)	担保・保証等に による回収見込額 (c)	貸倒引当金 (d)	保全率 (b)/(a)	引当率 (d)/(a-c)
破産更生債権及び これらに準ずる債権	2022年3月期	1,806	1,806	474	1,331	100.00%	100.00%
	2023年3月期	2,056	2,056	500	1,555	100.00%	100.00%
危険債権	2022年3月期	3,711	2,726	1,106	1,620	73.47%	62.19%
	2023年3月期	3,633	2,750	1,212	1,537	75.68%	63.50%
要管理債権	2022年3月期	—	—	—	—	—	—
	2023年3月期	—	—	—	—	—	—
三ヶ月以上 延滞債権	2022年3月期	—	—	—	—	—	—
	2023年3月期	—	—	—	—	—	—
貸出条件 緩和債権	2022年3月期	—	—	—	—	—	—
	2023年3月期	—	—	—	—	—	—
小計(A)	2022年3月期	5,517	4,533	1,580	2,952	82.15%	74.98%
	2023年3月期	5,689	4,806	1,713	3,093	84.46%	77.77%
正常債権(B)	2022年3月期	120,959					
	2023年3月期	123,035					
総与信残高 (A)+(B)	2022年3月期	126,477					
	2023年3月期	128,725					

(注)

- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の中立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権及びこれらに準ずる債権です。
- 「危険債権」とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」に該当しない債権です。
- 「要管理債権」とは、信用金庫法上の「三ヶ月以上延滞債権」に該当する貸出金と、「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額です。
- 「三ヶ月以上延滞債権」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三ヶ月以上遅延している貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」及び「危険債権」に該当しない貸出金です。
- 「貸出条件緩和債権」とは、債務者の経営再建等を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「三ヶ月以上延滞債権」に該当しない貸出金です。
- 「正常債権」(B)とは、債務者の財政状態及び経営成績に特に問題がない債権であり、「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「要管理債権」以外の債権です。
- 「担保・保証等による回収見込額」(c)は、自己査定に基づいて計算した担保の処分可能見込額及び保証による回収が可能と認められる額の合計額です。
- 「貸倒引当金」(d)には、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いて計上しております。
- 「破産更生債権及びこれらに準ずる債権」、「危険債権」及び「正常債権」が対象となる債権は、貸借対照表の「有価証券」中の社債(その元本の償還及び利息の支払の全部又は一部について保証しているものであって、当該社債の発行が有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)によるものに限る。)、貸出金、外國為替、「その他資産」中の未収利息及び仮払金並びに債務保証見返の各勘定に計上されるもの並びに注記されている有価証券の貸付けを行っている場合のその有価証券(使用貸借又は賃貸借契約によるものに限る。)です。

有価証券

有価証券の種類別の残存期間別の残高

単位:百万円

2022年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
国債	2,712	1,011	982	1,580	1,149	921	—	8,357
地方債	1,112	4,105	508	192	—	4,539	—	10,459
社債	4,723	8,771	8,123	3,488	4,370	3,217	—	32,694
株式	—	—	—	—	—	—	30	30
外国証券	300	2,617	1,778	2,762	2,759	3,395	6,034	19,648
その他の証券	1,034	770	399	—	111	—	2,672	4,988
合計	9,883	17,277	11,791	8,024	8,389	12,073	8,737	76,178

単位:百万円

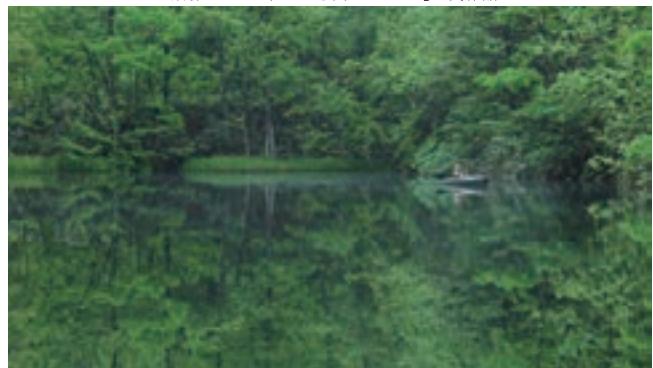
2023年3月期	1年以下	1年超 3年以下	3年超 5年以下	5年超 7年以下	7年超 10年以下	10年超	期間の定めの ないもの	合計
国債	1,004	318	1,303	1,794	1,118	183	—	5,722
地方債	1,641	2,924	—	175	1,316	6,542	—	12,601
社債	4,290	8,986	6,748	4,665	2,810	2,967	—	30,468
株式	—	—	—	—	—	—	30	30
外国証券	1,903	1,791	1,979	2,601	2,761	3,262	6,164	20,464
その他の証券	306	235	375	132	176	—	2,928	4,154
合計	9,146	14,256	10,406	9,368	8,183	12,955	9,123	73,441

有価証券の種類別の平均残高

単位:百万円

種類	2022年3月期	2023年3月期
国債	8,837	6,994
地方債	9,569	11,821
社債	34,192	31,797
株式	30	30
外国証券	17,898	20,530
その他の証券	4,856	4,223
合計	75,384	75,397

「飛騨の魅力を伝える写真コンテスト」入賞作品



「新緑の湖で」



「氷壁」

有価証券の時価情報等

1. 売買目的有価証券

該当ありません。

2. 満期保有目的の債券

単位:百万円

種類	2022年3月期			2023年3月期		
	貸借対照表 計上額	時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	その他 400	416	16	400	409	9
	小計 400	416	16	400	409	9
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	その他 —	—	—	—	—	—
	小計 —	—	—	—	—	—
合計	400	416	16	400	409	9

(注) 1. 時価は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

3. その他有価証券

単位:百万円

種類	2022年3月期			2023年3月期		
	貸借対照表 計上額	取得原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式 —	—	—	—	—	—
	債券 32,480	31,791	689	22,653	22,176	476
	国債 8,357	7,905	451	5,538	5,187	351
	地方債 6,681	6,598	82	6,240	6,190	50
	社債 17,442	17,286	155	10,873	10,798	74
	その他 11,965	11,241	724	6,757	6,004	752
	小計 44,446	43,032	1,414	29,410	28,181	1,228
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式 —	—	—	—	—	—
	債券 19,030	19,326	△ 296	26,138	27,088	△ 950
	国債 —	—	—	183	186	△ 3
	地方債 3,778	3,898	△ 119	6,360	6,791	△ 431
	社債 15,252	15,428	△ 176	19,594	20,109	△ 515
	その他 10,852	11,169	△ 316	17,403	18,529	△ 1,125
	小計 29,883	30,495	△ 612	43,542	45,617	△ 2,075
合計	74,329	73,528	801	72,952	73,799	△ 846

(注) 1. 貸借対照表計上額は、期末日における市場価格等に基づいております。

2. 上記の「その他」は、外国証券および投資信託等です。

3. 市場価格のない株式等および組合出資金は本表には含めておりません。

4. 市場価格のない株式等および組合出資金

単位:百万円

種類	2022年3月期	2023年3月期
	貸借対照表計上額	貸借対照表計上額
非上場株式	1,397	30
組合出資金	52	58
合計	1,449	88

金銭の信託

1.満期保有目的の金銭の信託

該当ありません。

2.運用目的の金銭の信託

該当ありません。

3.その他の金銭の信託

該当ありません。

デリバティブ取引

(規則第102条第1項第5号に掲げる取引:金利関連取引、通貨関連取引、株式関連取引、債券関連取引、クレジットデリバティブ取引)

該当ありません。

その他

内国為替取扱高

単位:件、百万円

		2022年3月期		2023年3月期	
		送金為替	代金取立	送金為替	代金取立
仕向為替	件数	820,065	837	919,377	459
	金額	267,244	905	305,133	459
被仕向為替	件数	842,853	1,546	868,342	846
	金額	265,970	1,694	287,790	872

役職員の報酬体系について

1.対象役員

当金庫における報酬体系となる「対象役員」は、常勤理事および常勤監事をいいます。対象役員に対する報酬等は、職務執行の対価として支払う「基本報酬」および「賞与」、在任期間中の職務執行および特別功労の対価として退任時に支払う「退職慰労金」で構成されています。

(1)報酬体系の概要

【基本報酬および賞与】

非常勤を含む全役員の基本報酬および賞与につきましては、総代会において、理事全員および監事全員それぞれの支払総額の最高限度額を決定しております。そのうえで、各理事の基本報酬額につきましては、役位や在任年数等を、各理事の賞与額については前年度の業績等をそれぞれ勘案し、当金庫の理事会において決定しております。また、各監事の基本報酬額および賞与額につきましては、監事の協議により決定しております。

【退職慰労金】

退職慰労金につきましては、在任期間中に毎期引当金を計上し、退任時に総代会で承認を得た後、支払っております。

2.対象職員等

当金庫における報酬体系の開示対象となる「対象職員等」は、当金庫の非常勤役員、当金庫の職員であって、対象役員が受けれる報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者のうち、当金庫の業務および財産の状況に重要な影響を与えるものをいいます。

なお、2022年度において、対象職員等に該当する者はいませんでした。

(2)2022年度における対象役員に対する報酬等の支払総額

単位:百万円

区分	支払総額
対象役員に対する報酬等	93

(注)1. 対象役員に該当する理事は8名、監事は1名です(期中に退任した者を含む)。

2. 上記の内訳は、「基本報酬」81百万円、「賞与」1百万円、「退職慰労金」10百万円となっております。

なお、「賞与」は当年度中に支払った賞与のうち当年度に帰属する部分の金額(過年度に繰り入れた引当金部分を除く)と当年度に繰り入れた役員賞与引当金の合計額です。

「退職慰労金」は、当年度中に支払った退職慰労金(過年度に繰り入れた引当金部分を除く)と当年度に繰り入れた役員退職慰労引当金の合計額です。

3. 使用人兼務役員の使用人としての報酬等を含めております。

(3)その他

「信用金庫法施行規則第132条第1項第6号等の規程に基づき、報酬等に関する事項であって、信用金庫等の業務の運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるものを定める件」(平成24年3月29日付金融庁告示第22号)第2条第1項第3号および第5号に該当する事項はありませんでした。

(注)1. 対象職員等には、期中に退任・退職した者も含めております。

2. 「同額等」は、2022年度に対象役員に支払った報酬等の平均額としております。

3. 2022年度において対象役員が受ける報酬等と同等額以上の報酬等を受ける者はいませんでした。

自己資本の構成に関する開示事項

単位:百万円

項目	2022年 3月期	2023年 3月期
コア資本に係る基礎項目(1)		
普通出資又は非累積的永久優先出資に係る会員勘定の額	10,018	10,118
うち、出資金および資本剰余金の額	696	697
うち、利益剰余金の額	9,335	9,434
うち、外部流出予定額(△)	13	13
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	332	346
うち、一般貸倒引当金コア資本算入額	332	346
うち、適格引当金コア資本算入額	—	—
適格旧資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45パーセントに相当する額のうち、 コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	—	—
コア資本に係る基礎項目の額	(イ)	10,350
コア資本に係る調整項目(2)		10,464
無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額	82	116
うち、のれんに係るものの額	—	—
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	82	116
繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額	20	23
適格引当金不足額	—	—
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額	—	—
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	—	—
前払年金費用の額	—	—
自己保有普通出資等(純資産の部に計上されるものを除く。)の額	—	—
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	—	—
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	—	—
信用金庫連合会の対象普通出資等の額	—	—
特定項目に係る10パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
特定項目に係る15パーセント基準超過額	—	—
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	—	—
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	—	—
うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額	—	—
コア資本に係る調整項目の額	(ロ)	102
自己資本		139
自己資本の額((イ)-(ロ))	(ハ)	10,247
リスク・アセット等(3)		10,325
信用リスク・アセットの額の合計額	107,498	106,394
うち、経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	△ 1,575	△ 1,425
うち、他の金融機関等向けエクスポートジャー	△ 1,575	△ 1,425
うち、上記以外に該当するものの額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	5,036	5,009
信用リスク・アセット調整額	—	—
オペレーショナル・リスク相当額調整額	—	—
リスク・アセット等の額の合計額	(二)	112,534
自己資本比率		9.10%
自己資本比率((ハ)/(二))		9.26%

(注)自己資本比率の算出方法を定めた「信用金庫法第89条第1項において準用する銀行法第14条の2の規定に基づき、信用金庫および信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適當であるかどうかを判断するための基準(平成18年金融庁告示第21号)」に基づき算出しております。
なお、当金庫は国内基準により自己資本比率を算出しております。

自己資本の充実度に関する事項

単位：百万円

	2022年3月期		2023年3月期	
	リスク・アセット	所要自己資本額	リスク・アセット	所要自己資本額
イ. 信用リスク・アセット、所要自己資本の額合計	107,498	4,299	106,394	4,255
①標準的手法が適用されるポートフォリオごとのエクスポージャー	100,356	4,014	98,349	3,933
現金	—	—	—	—
我が国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
外国の中央政府及び中央銀行向け	—	—	—	—
国際決済銀行等向け	—	—	—	—
我が国的地方公共団体向け	—	—	—	—
外国の中央政府等以外の公共部門向け	—	—	—	—
国際開発銀行向け	140	5	80	3
地方公共団体金融機関向け	30	1	—	—
我が国の政府関係機関向け	162	6	173	6
地方三公社向け	55	2	54	2
金融機関及び第一種金融商品取引業者向け	11,103	444	11,294	451
法人等向け	36,116	1,444	38,507	1,540
中小企業等向け及び個人向け	31,895	1,275	26,762	1,070
抵当権付住宅ローン	824	32	656	26
不動産取得等事業向け	6,941	277	8,216	328
三月以上延滞等	271	10	159	6
取立未済手形	3	0	4	0
信用保証協会等による保証付	521	20	566	22
株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付	—	—	—	—
出資等	86	3	91	3
出資等のエクスポージャー	86	3	91	3
重要な出資のエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外	12,202	488	11,782	471
他の金融機関等の対象資本等調達手段のうち対象普通出資等及びその他外部TLAC関連調達手段に該当するもの以外のものに係るエクspoージャー	3,874	154	3,374	134
信金中央金庫の対象普通出資等であってコア資本に係る調整項目の額に算入されなかった部分に係るエクspoージャー	1,503	60	1,491	59
特定項目のうち調整項目に算入されない部分に係るエクspoージャー	134	5	144	5
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有している他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段に関するエクspoージャー	—	—	—	—
総株主等の議決権の百分の十を超える議決権を保有していない他の金融機関等に係るその他外部TLAC関連調達手段のうち、その他外部TLAC関連調達手段に係る5%基準額を上回る部分に係るエクspoージャー	—	—	—	—
上記以外のエクspoージャー	6,690	267	6,771	270
②証券化エクspoージャー	277	11	279	11
証券化	—	—	—	—
非STC要件適用分	277	11	279	11
再証券化	—	—	—	—
③リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャー	7,244	289	7,911	316
ルック・スルー方式	7,244	289	7,911	316
マンデート方式	—	—	—	—
蓋然性方式(250%)	—	—	—	—
蓋然性方式(400%)	—	—	—	—
フォールバック方式(1250%)	—	—	—	—
④経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額	—	—	—	—
⑤他の金融機関等の対象資本等調達手段に係るエクspoージャーに係る経過措置によりリスク・アセットの額に算入されなかったものの額	△ 1,575	△ 63	△ 1,425	△ 57
⑥CVAリスク相当額を8%で除して得た額	—	—	—	—
⑦中央清算機関連エクspoージャー	0	0	0	0
□ オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額	5,036	201	5,009	200
△ 単体総所要自己資本額(イ+ロ)	112,534	4,501	111,403	4,456

(注) 1. 所要自己資本の額=リスク・アセット×4%

2. 「エクspoージャー」とは、資産(派生商品取引によるものを除く)ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額等のことです。

3. 「三月以上延滞等」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーおよび「我が国の中央政府及び中央銀行向け」から「法人等向け」(「国際決済銀行等向け」を除く)においてリスク・ウェイトが150%になったエクspoージャーのことです。

4. 当金庫は、基礎的手法によりオペレーションル・リスク相当額を算定しております。図:1

5. 単体総所要自己資本額=単体自己資本比率の額×4%

図:1

<オペレーションル・リスク相当額(基礎的手法)の算定方法>

粗利益(直近3年間のうち正の値の合計額)×15%

直近3年間のうち粗利益が正の値であった年数

信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーおよび証券化エクspoージャーを除く)

1. 信用リスクに関するエクspoージャーおよび主な種類別の期末残高

■地域別・業種別・残存期間別

単位:百万円

エクspoージャー区分 地域区分 業種区分 期間区分	2022年3月期			2023年3月期			三月以上 延滞 エクspoージャー	
	信用リスクエクspoージャー期末残高 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引	債券	三月以上 延滞 エクspoージャー	信用リスクエクspoージャー期末残高 貸出金、コミットメント及び その他のデリバティブ以外のオフ・バランス取引				
				債券	三月以上 延滞 エクspoージャー	債券		
国内	246,825	124,632	51,817	1,260	236,846	126,685	49,965	1,170
国外	12,913	—	12,913	—	13,911	—	13,911	—
地域別合計	259,739	124,632	64,731	1,260	250,758	126,685	63,877	1,170
製造業	10,278	6,825	3,448	103	10,862	6,879	3,978	75
農業、林業	1,058	1,058	—	—	1,059	1,059	—	—
漁業	—	—	—	—	—	—	—	—
鉱業、採石業、砂利採取業	96	96	—	—	86	86	—	—
建設業	11,070	9,380	1,690	90	11,224	9,314	1,910	124
電気・ガス・熱供給・水道業	4,954	2,859	2,095	—	5,656	3,161	2,495	—
情報通信業	1,774	126	1,300	—	1,882	141	1,471	—
運輸業、郵便業	5,735	4,385	1,350	—	5,544	4,194	1,350	—
卸売業、小売業	14,790	12,340	2,450	111	15,083	12,303	2,780	108
金融業、保険業	91,419	4,276	24,312	—	80,691	4,223	23,516	—
不動産業	14,916	13,363	1,553	145	16,574	15,021	1,553	63
物品貿易業	2,581	1,151	200	—	2,059	1,128	400	—
学術研究、専門・技術サービス業	835	835	—	—	769	769	—	—
宿泊業	7,725	7,725	—	752	7,906	7,906	—	750
飲食業	2,621	2,621	—	—	2,480	2,480	—	8
生活関連サービス業、娯楽業	3,103	2,650	450	1	3,144	2,691	450	—
教育、学習支援業	99	99	—	—	119	119	—	—
医療・福祉	3,400	3,400	—	—	3,825	3,825	—	—
その他のサービス	1,702	1,701	—	6	1,875	1,824	50	5
国・地方公共団体等	36,861	10,918	25,882	—	33,724	9,745	23,922	—
個人	38,816	38,816	—	49	39,809	39,809	—	33
その他	5,896	—	—	—	6,374	—	—	—
業種別合計	259,739	124,632	64,731	1,260	250,758	126,685	63,877	1,170
1年以下	55,387	15,106	8,820		56,481	16,481	8,819	
1年超3年以下	52,998	8,086	16,381		36,483	7,257	13,979	
3年超5年以下	20,745	8,537	11,375		21,818	11,035	10,042	
5年超7年以下	19,539	11,648	7,891		19,162	9,922	9,239	
7年超10年以下	30,151	21,903	8,248		28,982	20,882	8,099	
10年超	73,254	58,740	12,014		79,743	60,547	13,696	
期間の定めのないもの	7,660	610	—		8,086	558	—	
残存期間別合計	259,739	124,632	64,731		250,758	126,685	63,877	

(注) 1. オフ・バランス取引は、デリバティブ取引を除いております。

2. 「三月以上延滞等エクspoージャー」とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクspoージャーのことです。

3. 業種区分の「その他」とは、裏付けとなる個々の資産の全部または一部を把握することや、業種区分に分類することが困難なエクspoージャーです。具体的には現金、有形固定資産等が含まれます。

4. CVAリスクおよび中央清算機関関連エクspoージャーは含まれておりません。

5. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

2. 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

単位：百万円

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額		期末残高
			目的使用	その他	
2022年3月期	一般貸倒引当金	356	331	—	356
	個別貸倒引当金	2,999	2,952	106	2,893
	合計	3,356	3,283	106	3,250
2023年3月期	一般貸倒引当金	331	344	—	331
	個別貸倒引当金	2,952	3,093	3	2,949
	合計	3,283	3,437	3	3,280

(注)自己資本比率算定にあたり、偶発損失引当金を一般貸倒引当金あるいは個別貸倒引当金と同様のものとして取り扱っておりますが、当該引当金の金額は上記残高等に含めておりません。

3. 業種別の個別貸倒引当金および貸出金償却の残高等

単位：百万円

業種	2022年3月期					2023年3月期						
	期首 残高	当期 増加額	当期減少額		期末 残高	貸出金 償却	期首 残高	当期 増加額	当期減少額			
			目的使用	その他					目的使用	その他		
製造業	79	69	—	79	69	—	69	67	—	69	67	0
農業、林業	8	6	1	7	6	—	6	6	—	6	6	—
建設業	182	172	—	182	172	35	172	179	3	168	179	—
運輸業、郵便業	26	24	—	26	24	—	24	22	—	24	22	—
卸売業、小売業	225	127	91	133	127	111	127	123	—	127	123	0
不動産業	1,393	1,399	—	1,393	1,399	—	1,399	1,377	—	1,399	1,377	—
学術研究、専門・技術サービス業	2	1	—	2	1	—	1	1	—	1	1	—
宿泊業	1,009	1,103	—	1,009	1,103	4	1,103	1,266	—	1,103	1,266	—
飲食業	4	4	—	4	4	—	4	5	—	4	5	0
生活関連サービス業、娯楽業	1	1	—	1	1	—	1	—	—	1	—	—
教育、学習支援業	27	1	9	18	1	—	1	1	—	1	1	—
その他のサービス	6	6	—	6	6	—	6	5	—	6	5	—
個人	31	32	3	28	32	7	32	35	—	32	35	—
合計	2,999	2,952	106	2,893	2,952	160	2,952	3,093	3	2,949	3,093	1

(注)1. 当金庫は、国内の限定されたエリアにて事業活動を行っているため、「地域別」の区分は省略しております。

2. 業種別区分は日本標準産業分類の大分類に準じて記載しております。

4. リスク・ウェイトの区分ごとのエクスポージャーの額等

単位：百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	エクspoージャーの額			
	2022年3月期		2023年3月期	
	格付け有り	格付け無し	格付け有り	格付け無し
0%	—	66,189	—	51,892
10%	—	17,473	—	16,433
20%	3,200	56,119	22,956	56,864
35%	—	2,388	—	1,426
50%	34,869	1,000	19,452	983
75%	—	29,231	—	28,210
100%	2,023	46,357	1,900	49,980
150%	—	93	23	49
250%	—	790	—	583
350%	—	—	—	—
1250%	—	—	—	—
合計	259,739		250,758	

(注)1. 格付けは適格格付機関が付与しているものに限ります。
 2. エクspoージャーは信用リスク削減手法適用後のリスク・ウェイトに区分しております。
 3. コア資本に係る調整項目となったエクspoージャー、CVAリスクおよび中央清算機関連エクspoージャーは含まれておりません。

信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクspoージャー

単位：百万円

信用リスク削減手法	2022年3月期			2023年3月期		
	適合金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ	適合金融資産担保	保証	クレジット・デリバティブ
ポートフォリオ	1,870	21,776	—	1,813	24,143	—

(注) 当金庫は、適合金融資産担保について簡便手法を用いております。

派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

1. 与信相当額の算出に用いる方式およびグロス再構築コストの額

該当ありません。

2. 担保による信用リスク削減手法の効果を勘案する前後の与信相当額

該当ありません。

3. 与信相当額算出の対象となるクレジット・デリバティブの種類別想定元本額

該当ありません。

4. 信用リスク削減手法の効果を勘案するために用いているクレジット・デリバティブの想定元本額

該当ありません。

出資等エクスポージャーに関する事項

1. 貸借対照表計上額および時価

単位:百万円

区分	2022年3月期		2023年3月期	
	貸借対照表 計上額	時価	貸借対照表 計上額	時価
上場株式等	2,324	2,324	2,280	2,280
非上場株式等	2,666	2,666	3,052	3,052
合計	4,990	4,990	5,333	5,333

(注)1.「上場株式等」の貸借対照表計上額および時価は、事業年度末日における市場価格等に基づいております。

2.「非上場株式等」の貸借対照表計上額および時価において、市場価格がないものは、事業年度末日における帳簿価格を記載しております。

3.投資信託の裏付け資産のうち出資等エクスポージャーに該当するものは、「上場株式等」に計上しております。計上金額は、個々の投資信託に占める出資等エクスポージャーの構成比率に基づいて按分計算しております。

2. 出資等エクスポージャーの売却および償却に伴う損益の額

単位:百万円

区分	2022年3月期	2023年3月期
売却益	10	11
売却損	0	0
償却	—	—

(注)1.損益計算書における損益の額を記載しております。

2.投資信託等の裏付け資産のうち出資等エクspoージャーに該当する損益は含んでおりません。

3. 貸借対照表で認識され、かつ損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

区分	2022年3月期	2023年3月期
評価損益	300	145

(注)投資信託の裏付け資産のうち出資等エクspoージャーに該当する評価損益は、個々の投資信託に占める出資等エクspoージャーの構成比率に基づいて按分計算しております

4. 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

単位:百万円

区分	2022年3月期	2023年3月期
評価損益	—	—

リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクspoージャーに関する事項

単位:百万円

区分	2022年3月期	2023年3月期
ルック・スルー方式を適用するエクspoージャー	10,872	10,800
マンデート方式を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(250%)を適用するエクspoージャー	—	—
蓋然性方式(400%)を適用するエクspoージャー	—	—
フォール・バック方式(1250%)を適用するエクspoージャー	—	—

証券化エクスポージャーに関する事項

■オリジネーターの場合

該当ありません。

■投資家の場合

1. 保有する証券化エクスポージャーの額および主な原資産の種類別の内訳

(1) 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位:百万円

	2022年3月期		2023年3月期	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
証券化エクスポージャーの額	889	—	914	—
リース料債権等	889	—	914	—

(2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

2. 保有する証券化エクスポージャーの適切な数のリスク・ウェイトの区分ごとの残高および所要自己資本の額等

(1) 証券化エクスポージャー(再証券化エクスポージャーを除く)

単位:百万円

告示で定める リスク・ウェイト区分	2022年3月期				2023年3月期			
	エクスポージャー残高		所要自己資本の額		エクスポージャー残高		所要自己資本の額	
	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引	オンバランス取引	オフバランス取引
15%～50%未満	889	—	11	—	914	—	11	—
50%～100%未満	—	—	—	—	—	—	—	—

(注) 所要自己資本の額 = エクスポージャー残高 × リスクウェイト × 4%

ただし、「リスク・ウェイト区分」「エクスポージャー残高」「所要自己資本の額」は、いずれも信用リスク削減効果等を勘案後の内容であるため、上記の計算式と一致しない場合があります。

(2) 再証券化エクスポージャー

該当ありません。

3. 保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法の適用の有無

保有する再証券化エクスポージャーに対する信用リスク削減手法は適用しておりません。

4. 証券化エクスポージャーに関する経過措置の適用により算出される信用リスク・アセットの額

証券化エクスポージャーに関する経過措置は適用しておりません。

金利リスクに関する事項

単位:百万円

IRRBB:金利リスク

順番		イ	ロ	ハ	ニ
		ΔEVE		ΔNII	
		当期末	前期末	当期末	前期末
1	上方パラレルシフト	6,448	6,626	369	83
2	下方パラレルシフト	0	0	0	0
3	ステイーブ化	5,380	5,327		
4	フラット化				
5	短期金利上昇	818	901		
6	短期金利低下				
7	最大値	6,448	6,626	369	83
ホ		ヘ			
		当期末		前期末	
8	自己資本の額	10,325		10,247	

(注)

1. 金利リスクの算定手法の概要等は、「定性的な開示事項」の項目に記載しております。

【定性的な開示事項】

1. 自己資本調達手段の概要

当金庫の自己資本は、出資金、利益準備金、特別積立金および繰越金等で構成されています。

2. 自己資本の充実度に関する評価方法の概要

自己資本の充実度に関しましては、内部留保による資本の積み上げ等を行うことにより自己資本を充実させてまいりました。自己資本比率は国内基準である4%を上回っており、経営の健全性・安全性を十分保っていると評価しております。

一方、将来の自己資本充実策については、年度ごとの経営計画に基づいた業務推進を通じ、そこから得られる利益による資本の積み上げを第一的な施策として考えております。

3. 信用リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

信用リスクとは、与信先の財務状況の悪化等により、資産(オフ・バランス資産を含む)の価値が減少あるいは消滅し、損失を被るリスクのことをいいます。当金庫では、信用リスクは当金庫の健全性・収益性に最も影響を与えるリスクであるため、管理すべき最重要のリスクであると認識し、与信業務の基本的な理念や手続き等を明示した「クレジットポリシー」を制定し、広く役員職員に理解と遵守を促すとともに融資審査能力の向上に努め、不良債権の新規発生および財務内容の悪化した取引先の企業再生支援を図るなど、資産の健全性を高め、信用リスク管理態勢が充実するよう取組んでおります。

また、業種別・大口融資先等への与信集中リスクの推移をモニタリングや金庫の定める「大口融資管理規程」により管理することにより、与信集中リスクを抑制しております。

信用リスクの評価につきましては、厳格な自己査定の実施、信用リスクの計量化に取組んでおります。信用格付システムを導入しており、信用リスクの計測に使用するデフォルト率・非保全率等のデータを整備し、高度な計測モデルを用いてリスク量を計測するように取組んでおります。信用リスクの計測結果等につきましてALM委員会で検討・協議を行なうとともに、定期的に常務会に報告しております。

貸出引当金は、「資産査定要領(資産査定基準・自己査定マニュアル)」および「償却および引当に関する規定(償却・引当マニュアル)」に基づき、自己査定における債務者区分ごとに算定された貸出実績率を基に算定するとともに、その結果については監査法人の監査を受けるなど、適正な計上に努めております。

(2)リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関は以下の4機関を採用しています。なおエクスボージャーの種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

- ①株式会社格付投資情報センター(R&I)
- ②株式会社日本格付研究所(JCR)
- ③ムーディーズ・インベスター・サービス・インク(Moody's)
- ④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングズ・サービス(S&P)

4. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

当金庫では信用リスク管理の観点から、信用リスクの軽減を目的に担保・保証の保全措置を講じており、具体的には不動産や預金等の担保、信用保証協会等の保証などが該当します。ただし、これはあくまでも補完的措置であり、資金使途、返済原資、財務内容、事業環境、経営者の資質などさまざまな角度から審査を行なっており、担保または保証に過度に依存しない融資の取上げ姿勢に徹しております。なお、審査の結果、担保または保証が必要な場合にはお客様への十分な説明とご理解をいただき適切な取扱いに努めております。

当金庫が扱う担保には、自金庫預金積金、不動産等、保証には、人的保証、信用保証協会保証等がありますが、その手続きについては金庫が定める「融資事務取扱規程」等により、適切な事務取扱いおよび適正な評価を行なっています。

また、手形貸付、割引手形、証書貸付、当座貸越、債務保証等に関して、お客様が期限の利益を失われた場合には、当該与信取引の範囲において、預金相殺を用いる場合があります。この際、信用リスクの削減方策の一つとして、金庫が定める「融資事務取扱規程」や各種約定書等に基づき、法的に有効である旨を確認のうえ、事前の通知や諸手続きを省略して払戻充当いたします。なお、当金庫が採用している信用リスク削減手法には、預金相殺の他に適格担保としての自金庫預金積金があります。

保証による信用リスクの削減手法を用いたものとして、日本国政府が保証する債券、地方公共団体が保証する公社公債券、外国中央政府や外国銀行が保証する外国債券、民間保証会社によるものがあり、民間保証会社に関する信用度の評価については適格格付機関が付与する格付による判定を

しております。

なお、信用リスク削減手法の適用に伴う信用リスクの集中に関しては、特に業種やエクスボージャーの種類に偏ることなく分散されております。

5. 市場リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場の変動によって、保有する資産・負債の価値が変動し損失を被るリスク、および、資産・負債(オフ・バランス取引を含む)から生み出される収益が変動し損失を被るリスクをいいますが、主な市場リスクには、金利リスク・為替リスク・価格変動リスクがあります。

当金庫は、市場リスクを総合的にコントロールすることにより、業務の健全性および適切性を維持しつつ、適正な収益性を確保することを基本としております。

①市場リスク管理態勢

市場リスクを適切にコントロールするため、日次・月次ベースで時価・評価損益、リスク限度枠等のモニタリングを実施しております。市場取引の運用状況や損益状況については、定期的にALM委員会に報告され、同委員会で検証のうえ、理事会等に報告しております。また、統合的なリスク管理により当金庫全体のリスク許容限度内において各部門に配賦されたリスク資本の範囲内で、リスクをコントロールしております。

②市場リスクの計測

当金庫では市場取引のリスク量について、分散・共分散法によるVaR(バリュー・アット・リスク)等による、業務特性や運用方針に沿った効果的・効率的な方法を組み合わせてリスクを計測しております。また、VaR計測モデルの精度を検証するために、実際の損益との比較によるバックテストを実施し、さらに、VaRを補完するために、様々なストレス事象を想定したストレステストを実施しております。ストレステストとは、VaRなど過去データに基づく統計的なリスクの計量化では十分に捉えきれない大きな価格変動やショックが発生した場合のリスク量を見るもので、定期的に実施しております。

(2)派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

派生商品取引には、市場の変動により損失を受ける可能性のある市場リスクや、取引相手が支払不能になることにより損失を受ける可能性のある信用リスクが内包されています。

当金庫では、直接的に派生商品取引を取扱っておりませんが、投資信託の裏付け資産の一部に派生商品取引を含んでいる商品を保有しております。投資信託については、「資金運用方針」および「資金運用規程」等に基づき、適正な運用・管理を行っております。

また、長期決済期間取引は該当ありません。

(3)バンキング勘定における出資その他これに類するエクスボージャーまたは株式等エクスボージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

上場株式、上場優先出資証券、株式型投資信託については、時価評価およびVaR(バリュー・アット・リスク)によるリスク計測によって、リスク量を把握するとともに、当金庫の抱える市場リスクの状況や、リスク限度枠の遵守状況、ストレステストの結果などについて、ALM委員会に報告し、同委員会で検証のうえ、理事会等に報告しております。

一方、非上場株式、子会社・関連会社株式、投資事業組合等への出資金にかかるリスクの認識については、有価証券にかかる運用計画の中で定める運用枠内での取引に限定するなど、適正な運用・管理を行なっております。リスクの状況は、財務諸表や運用報告を基にした評価による定期的なモニタリングを実施するとともに、その状況については、適宜、経営陣へ報告を行うなど、適切なリスク管理に努めております。

なお、当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理要領」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」に従った、適正な処理を行っております。

6. 証券化エクスボージャーに関する事項

(1)リスク管理の方針およびリスク特性の概要

証券化取引とは、貸出債権等の原資産に係る信用リスクを優先劣後構造の関係にある2以上上のエクスボージャーに階層化し、その一部又は全部を第三者に移転する性質を有する取引をいい、証券化エクスボージャーとは証券化取引に係るエクスボージャーをいいます。また、再証券化取引とは、証券化取引のうち、原資産の一部又は全部が証券化エクスボージャーである証券化取引をいい、再証券化エクスボージャーとはそのエクスボージャーをいいます。

当金庫が証券化取引(再証券化取引を含む。以下本項において同じ。)を行う場合には、有価証券投資の一環で投資家として証券化取引を行っております。

当金庫が保有する証券化エクスボージャー(再証券化エクスボージャーを含む。以下本項において同じ。)については、信用リスクおよび

市場リスクが内包されておりますが、当金庫が定める「資金運用規程」および「資金運用方針」等で定める保有限度枠内で取扱うとともに、投資対象を一定の信用力を有するものとするなど、適正な運用・管理を行っております。

(2)自己資本比率告示第248条第1項第1号から第4号までに規定する体制の整備およびその運用状況の概要

証券化エクスポートジャーヤへの投資の可否については、市場環境、証券化エクスポートジャーヤおよびその裏付資産に係る市場の状況等、当該証券化エクスポートジャーヤに関するデューデリジェンスやモニタリングに必要な各種情報が投資期間を通じて継続的または適時に入手可能であることを資金運用部門において事前に確認するとともに、当該証券化エクスポートジャーヤの裏付資産の状況、パフォーマンス、当該証券化商品に内包されるリスクおよび構造上の特性等の分析を行い、リスク統括部門およびALM委員会の承認を経たうえで、常務会により最終決定することとしております。

(3)信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

当金庫は、信用リスク削減手法として証券化取引および再証券化取引を用いておりません。

(4)証券化エクスポートジャーヤの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

当金庫は、標準的手法により証券化エクスポートジャーヤの信用リスク・アセットの額を算出しております。

(5)証券化取引に関する会計方針

当該取引にかかる会計処理については、当金庫が定める「有価証券会計処理基準」および日本公認会計士協会の「金融商品会計に関する実務指針」等に従った適正な処理を行っております。

(6)証券化エクスポートジャーヤの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称

証券化エクスポートジャーヤのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称は以下の4機関を採用しています。なお、投資の種類ごとに適格格付機関の使い分けは行っておりません。

①株式会社格付投資情報センター(R&I)

②株式会社日本格付研究所(JCR)

③ムーディーズ・インベスターーズ・サービス・インク(Moody's)

④スタンダード・アンド・プアーズ・レーティングス・サービス(S&P)

7.オペレーション・リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続の概要

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくはシステムが不適切であることまたは外生的な事象により損失を被ることをいい、事務リスク、システムリスク、法務リスク、人的リスク、有形資産リスク、風評リスク等を総称して「オペレーション・リスク」と定義し、これを重要度の高いリスクと認識し、適正なリスク管理により、リスクの顕在化の未然防止および発生時の影響を最小限に努めることを目的に「オペレーション・リスク管理方針」を定め、オペレーション・リスク管理態勢を整備しております。また、これらのリスクに関しましては、重要度の高いリスクと認識し、リスク管理委員会において協議・検討するとともに、必要に応じて理事会等に報告する態勢を整備しております。

事務リスクとは、役職員の事務上のミスや事故・不正等により損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、未然に防ぐために各種規程やマニュアルの整備を行い、事務指導の徹底を図るとともに、事務処理の機械化、集中化および内部統制機能等の強化により事務ミスなどの防止に努めています。また監査部が定期的に監査を行うなど業務全般にわたって厳格な監査態勢を構築し、事故防止のために万全の対策を講じています。

システムリスクとは、コンピュータシステムの停止または誤作動、コンピューターの不正使用などによって損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、主要な業務について信用金庫業界が設立した共同事務センターのオンラインシステムを導入しており、システムの安全管理は万全の体制で対応しております。

法務リスクとは、金融機関の業務および経営に係る法令・内規等に違反する行為ならびにその恐れのある行為が発生することにより、金融機関の信用の失墜を招くなど損失を被るリスクのことをいいます。当金庫ではコンプライアンス(法令等遵守)態勢の強化を図り、より高い倫理観の確立に取組んでいます。

人的リスクとは、職員等の活動、人事運営上の不公平・不公正・差別的行為およびその他の事象により損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、役職員の身上把握、職場離脱による検査等を行うほか、公益通報者保護規程の制定や研修・教育等を通じて、人的リスクを抑制するよう取り組んでいます。

有形資産リスクとは、災害等により有形資産に直接的な損害・毀損や、その損害・毀損により業務環境が低下し業務が円滑に行えないことによ

り被る損害のことをいいます。このリスクについて、大規模災害等による損害を被った場合のマニュアル等を策定して備えています。

風評リスクとは、根拠のない風説の流布や評判の悪化などの信用力の低下により損失を被るリスクのことをいいます。このリスクについて、風評リスクに対し情報収集に努め、また役職員が公正な業務を行い、風評リスクの管理に取組んでいます。

(2)オペレーション・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当金庫は基礎的手法を採用しております。

8.金利リスクに関する事項

(1)リスク管理の方針および手続きの概要

①リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当金庫では、市場金利の変動が経営に与える影響の重大性を認識し、適切なリスクコントロールを図ることを基本方針としています。当金庫のすべての金利感応資産・負債・オフバランス取引に係る金利リスクを計測しており、これら金利リスクの計測については、 Δ EVE(金利変動に伴う経済価値の変化量)、VaR(バリュー・アット・リスク)といった金利リスク指標を用いております。

②リスク管理およびリスク削減の方針に関する説明

当金庫では、統合的リスク管理態勢のもと、早期警戒制度において求められている自己資本に対する Δ EVEの比率について厳正に管理しております。

③金利リスク計測の頻度

金利リスク指標である Δ EVEおよびVaRについては、リスク統括部が月次で計測し、ALM委員会に報告しております。

④ヘッジ等金利リスクの削減手法に関する説明

当金庫では、時価変動リスク・資金利益変動リスクの管理を目的として、有価証券並びに貸出金に対して、主に金利スワップ取引を活用したヘッジを実施しておりません。

(2)金利リスク算定手法の概要

①開示告示に基づく定量的開示の対象となる Δ EVEおよび Δ NIIに関する事項

• 流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性預金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

• 流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性預金に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

• 流動性預金への満期の割り当て方法(コア預金モデル等)およびその前提

流動性預金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しております。

• 固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約に関する前提

固定金利貸出の期限前償還や定期預金の期限前解約については考慮しておりません。

• 複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

• スプレッドに関する前提

通貨別に算出した金利リスクの正值のみ合算し、通貨間の相関は考慮しておりません。

• 内部モデルの使用等、 Δ EVEおよび Δ NIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

• 前事業年度末の開示からの変動に関する説明

Δ EVEについては前年同期比で178百万円の減少となりました。

(3)その他の金利リスク計測について

銀行勘定の金利リスクについては、 Δ EVEに加え、VaRを計測しております。VaRについては、預貸金、債券等の業務別に、信頼区間99.0%、観測期間5年の分散共分散法により計測しております。

索引 開示項目一覧

信用金庫法施行規則に基づく開示項目

単体(信用金庫法施行規則第132条による開示項目)

1. 金庫の概況及び組織に関する事項	
(1)事業の組織	8
(2)理事・監事の氏名及び役職名	7
(3)事務所の名称及び所在地	50
2. 金庫の主要な事業の内容	9
3. 金庫の主要な事業に関する事項	
(1)直近の事業年度における事業の概況	13・14
(2)直近の5事業年度における主要な事業の状況	33
(3)直近の2事業年度における事業の状況	
①主要な業務の状況を示す指標	
ア. 業務粗利益、業務粗利益率、業務純益、実質業務純益、コア業務純益及びコア業務純益(投資信託解約損益を除く。)	33
イ. 資金運用収支、役務取引等収支及びその他業務収支	33
ウ. 資金運用勘定並びに資金調達勘定の平均残高、利息、利回り及び資金利鞘	34
エ. 受取利息及び支払利息の増減	34
オ. 総資産経常利益率	34
カ. 総資産当期純利益率	34
②預金に関する指標	
ア. 流動性預金、定期性預金、譲渡性預金その他の預金の平均残高	35
イ. 固定金利定期預金、変動金利定期預金及びその他の区分ごとの定期預金の残高	35
③貸出金等に関する指標	
ア. 手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高	35
イ. 固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高	35
ウ. 担保の種類別(当金庫預金積金、有価証券、動産、不動産、保証及び信用の区分)の貸出金残高及び債務保証見返額	35
エ. 使途別(設備資金及び運転資金の区分)の貸出金残高	35
オ. 業種別の貸出金残高及び貸出金の総額に占める割合	36
カ. 預貸率の期末値及び期中平均値	33
④有価証券に関する指標	
ア. 有価証券の種類別の残存期間別の残高	38
イ. 有価証券の種類別の平均残高	38
ウ. 預託率の期末値及び期中平均値	33
4. 金庫の事業の運営に関する事項	
(1)リスク管理の体制	16
(2)法令遵守の体制	17
(3)中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況	21～26
(4)金融ADR制度への対応	19
5. 金庫の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項	
(1)貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書	27・28
(2)金庫の有する債権のうち次に掲げるものの額及び①から④までに掲げるものの合計額	
①破産再生債権及びこれらに準ずる債権	37
②危険債権	37
③三ヶ月以上延滞債権(貸出金のみ)	37
④貸出条件緩和債権(貸出金のみ)	37
⑤正常債権	37
(3)自己資本の充実の状況	41～48
(4)次に掲げるものに関する取得価額又は契約価額、時価及び評価損益	
①有価証券	39
②金銭の信託	40
③規則第102条第1項第5号に掲げる取引(デリバティブ取引)	40
(5)貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額	44
(6)貸出金償却の額	36
(7)金庫が貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金処理計算書について会計監査人の監査を受けている場合にはその旨	28
6. 報酬等に関する事項であって、金庫の業務運営又は財産の状況に重要な影響を与えるものとして金融庁長官が別に定めるもの	40

金融機能の再生のための緊急措置に関する法律に基づく開示項目

資産査定の公表	37
----------------	----

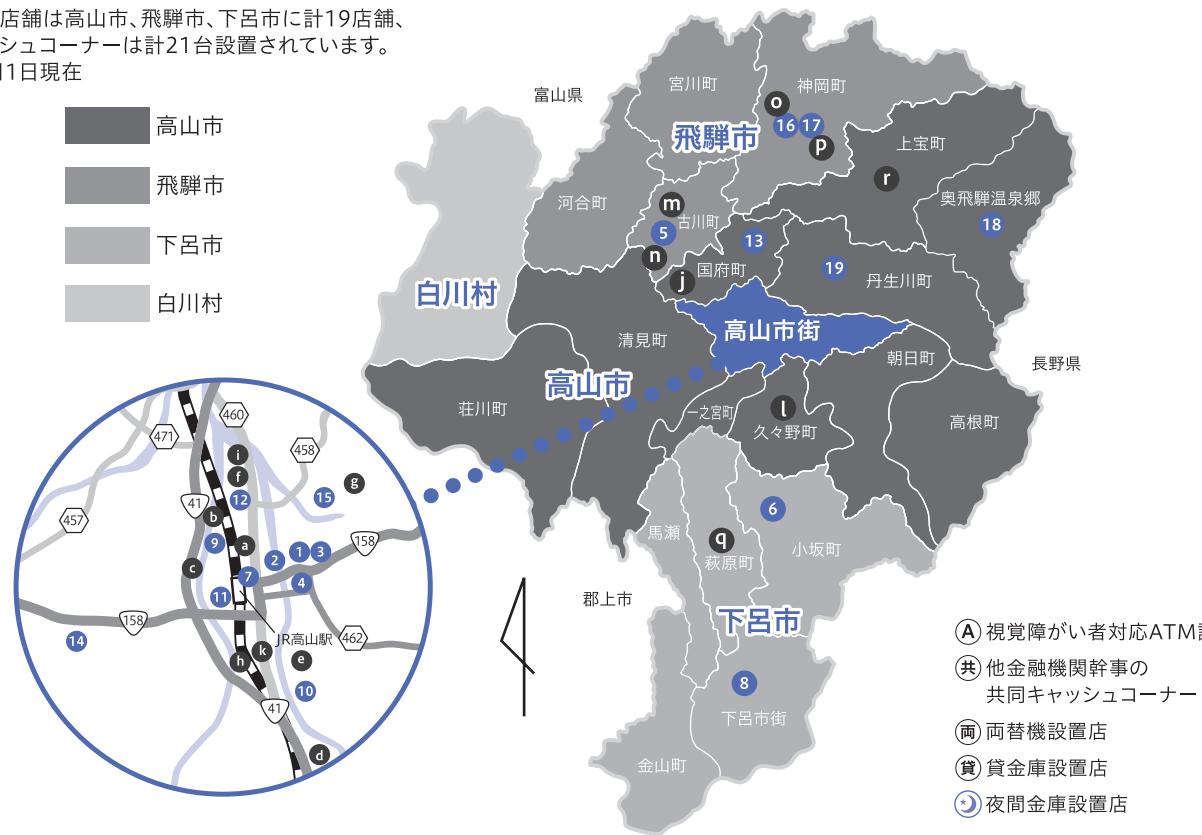
バーゼルIIIに基づく開示

自己資本の充実の状況

1. 自己資本の構成に関する事項	41
2. 定量的な開示事項	
(1)自己資本の充実度に関する事項	42
(2)信用リスクに関する事項(リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャー及び証券化エクスポージャーを除く)	43・44
(3)信用リスク削減手法に関する事項	44
(4)派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	45
(5)証券化エクスポージャーに関する事項	46
(6)出資等エクスポージャーに関する事項	45
(7)リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	45
(8)金利リスクに関する事項	46
3. 定性的な開示事項	47・48

営業エリア・店舗一覧

たかしんの店舗は高山市、飛騨市、下呂市に計19店舗、
店外キャッシュコーナーは計21台設置されています。
2023年7月1日現在



本部

TEL (0577) 32-2200
高山市下一之町63番地



事務センター

TEL (0577) 32-8281
高山市下一之町25番地

① 本店営業部

TEL (0577)-32-8200
高山市下一之町63番地

③ 八軒町支店

TEL (0577)-32-2205
高山市下一之町63番地

② 川西支店

TEL (0577) 32-2203
高山市朝日町53番地

④ さんま通り支店

TEL (0577) 32-2204
高山市上二之町30番地

⑤ 古川支店

TEL (0577) 73-2831
飛騨市古川町式之町8番号

⑥ 小坂支店

TEL (0576) 62-3101
下呂市小坂町小坂847番地2

⑦ 駅前支店

TEL (0577) 32-1874
高山市花里町6丁目41番地

⑧ 下呂支店

TEL (0576) 25-2100
下呂市森1064番地24

⑨ 岡本支店

TEL (0577) 34-1051
高山市岡本町3丁目105番地34

⑩ 日枝支店

TEL (0577) 34-5080
高山市片野町6丁目401番地1

⑪ 駅西支店

TEL (0577) 35-0811
高山市昭和町1丁目318番地

⑫ 桐生支店

TEL (0577) 34-8100
高山市桐生町3丁目44番地

⑬ 国府支店

TEL (0577) 72-4800
高山市国府町広瀬町1594番地3

⑭ 新宮支店

TEL (0577) 35-3322
高山市新宮町3564番地1

⑮ 三福寺支店

TEL (0577) 35-3888
高山市三福寺町3326番地1

⑯ 神岡営業部

TEL (0578) -82-1200
飛騨市神岡町船津1302番地5

⑰ 上宝支店

TEL (0578) 82-1200
飛騨市神岡町船津1302番地5

⑱ 奥飛騨支店

TEL (0578) 89-2134
高山市奥飛騨温泉郷柄尾324番地3

⑲ 丹生川支店

TEL (0577) 78-2600
高山市丹生川町坊方2101番地3

たかしん たかしんキャッシュサービスコーナー

① a 高山市役所出張所	高山市花岡町2丁目	
② b ルビットタウン高山出張所	高山市岡本町3丁目	
③ c グローバータウン出張所	高山市上岡本町7丁目	
④ d さとう石浦店出張所	高山市石浦町2丁目	
⑤ e さとう山王店出張所	高山市片野町6丁目	
⑥ f さとう桐生店出張所	高山市桐生町2丁目	
⑦ g エブリ東山店出張所	高山市松之木町	
⑧ h 西之一色出張所	高山市西之一色町3丁目	
⑨ i 桐生町出張所	高山市桐生町6丁目	
⑩ j ラクール飛騨高山出張所	高山市国府町金桶	
⑪ k フレスポ飛騨高山出張所	高山市天満町1丁目	
⑫ l 久々野出張所	高山市久々野町無数河	

⑬ m 飞騨市役所出張所	飛騨市古川町本町	
⑭ n 古川町是重2丁目出張所	飛騨市古川町是重2丁目	
⑮ o 神岡町東町出張所	飛騨市神岡町東町	
⑯ p 宇(スカイ)ドーム出張所	飛騨市神岡町夕陽ヶ丘	
⑰ q 萩原出張所	下呂市萩原町萩原	
⑱ r 上宝出張所	高山市上宝町本郷	
⑲ s JRセントラルタワーズ(スカイシャトル)	名古屋市中村区名駅	
⑳ t JRセントラルタワーズ(桜通口)	名古屋市中村区名駅	
㉑ u 中部国際空港(アクセスプラザ)	常滑市セントレア	



高山信用金庫

〒506-0843 高山市下一之町63番地

TEL.0577-32-2200(代表)

<https://www.shinkin.co.jp/takayama/>



たかしんfacebook・公式ブログ(ひだっちブログ)にて情報発信中！

たかしんは地元のブログサイト【飛騨高山の観光と地域情報発信基地 ひだっちブログ】のオフィシャルスポンサーを務めています。また、当金庫のフェイスブック・公式ブログにて情報発信をしております。当金庫の取組みや商品・サービス・イベント・ビジネス等に関する様々な情報を届けするとともに、観光客の増加や地域の活性化を図るために、飛騨の情報を国内外に発信することを目指しています。



アカウント名
高山信用金庫



facebook 高山信用金庫 [検索](https://www.facebook.com/takashin1532)
<https://www.facebook.com/takashin1532>



ひだっち
blog

<https://takashin.hida-ch.com/>



UD FONT

見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。